

にそういうことを書くとしたらそれ以外のモラル・サポートが何か知りませんが、これはどういう場合があるかはなはだ疑問があるのですが、それをもう少し具体的に話を聞きたいと思ひます。

○後藤政府委員 具体的の例をあげるといふことでありますが、たとえば国が地方で会議をやったり、いろいろの施設と申しますか、催しをやる場合が私はあると思ひます。そういう場合に再建団体を避けてもらいたい、再建団体の出費が多くならぬようにしてもらいたい、こういう意味も含めておるのではありません。従つてこれに入つておらないようなところで、しかも国との間で寄付とか負担とかいう問題はなくて、それ自体の経費をやはりふやすような仕事や国の仕事にはあるのであります。従つてそういう場合に協力してもらいたい。そういう出費を出さないような援助をしてもらいたい。こういう意味があるのではありません。

○北山委員 そうすると、かりに宴会などをやるとすれば、会費のかからないうようなお茶ぐらいで済ますといううな程度の意味でございませうか。

○後藤政府委員 宴会ばかりでなく、地方に各種の催しを押しつけたたり、ブロッコ会議を押しつけたたり、そういう場合に当該再建団体を避けて他の団体をしめてやらせてもらふ、こういうことでは一つは協力だろつと思つておるのではありません。そういう意味でいろいろな場合が想定されますので、国もやはり援助してもらいたいという規定を入れたのであります。

○北山委員 次に第七条であります、いわゆる直轄工事の地方団体の負担金の問題であります。しかし私どもは現在の国の直轄工事、これなどは国の負担で行うべきであつて、地方負担も幾らか残しておくといううなことは適當でないと思つておるのですが、自治庁としてはどういううなお考えであるか、あるいはどういう取扱いにするのか。そのようなお考えであるとすれば、どのような措置をとられるか。一般的なそういう措置等についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○後藤政府委員 直轄工事につきましては、われわれとしてはやはり直轄はほんとうの直轄であつてもらいたい。地方負担をできるだけ少くしてもらいたい。これは同じような事業でも二割から三割くらいまでございませう。多いのはたしか四割近く負担することになつております。従つて同じ直轄工事でも現在負担の割合が事業によつて違つていふことになっております。従つてそういう再建団体におきましては、そういう直轄事業の負担をする場合にございしても、やはりできるだけ負担の割合を低くしてもらいたい、こういう希望を持っておるわけでありませう。本質的には、私は、直轄工事というのは国が金額を持つてやる事業であつてしかるべきではないか、かように思ふのであります。たゞ現行制度を容認するとしても二割から四割までの幅がございしますから、やはりその負担をできるだけ低いところに持つていつてもらいたい、こういう意味でこういう規定を入れたのであります。

○北山委員 直轄工事についてはたゞいまのような御意向よくわかるのですが、しかしこれは政策的な問題でもありますから、あとで大臣がお見えになつてからお伺いすることにします。

この七条では、そういう事業を国の方で行う場合に、着手する前にあらかじめその事業の総額及び財政再建団体の負担額を自治庁の方に通知をしなければならぬことになっておるわけですが、ところで通知をしようとするのは何のためであるか。自治庁としては、通知を受けたならば、どういう措置をするのであるか、この点についてお伺ひします。

○後藤政府委員 再建団体におきましては、毎年度の再建計画がございします。その場合に一般の財源の持ち出し、たとえば投資的財源の中におきましても、一般財源の投入の量が大体きまつております。従つてそういう一般財源を使ひますところの事業の量といふものがございします。それで、それから判断いたしまして、その負担額が多いとか少ないとかいうことが考えられるのであります。現在のところでは直轄の負担金は当該年度では影響しない、翌年度から影響して参ります。従つて当該年度において負担額がわかりますれば、翌年度以降の直轄の負担金、交付公債の量もわかつて参りますので、これがあまりに累加いたしますと、再建計画に支障がございしますから、非常に多くなるような場合には、直轄の負担額を変更してもらふとか、事業量を申し入れをいたしたい、かように考えて、ここに入れたわけでありませう。

○北山委員 しかし国が直轄で行うような事業というものは、やはり国の利益といふ事業が多いと思ふのです。従つてたゞその所在の団体が赤字団体で

ございしても、やるべき直轄事業は国としては当然やるべきである。従つて事業はやるけれども負担の方は率を下げるとか、あるいは全額国の負担でやるとか、そういうことになると思ふのですが、そういうふうにするつもりでございませうか。

○後藤政府委員 直轄事業の場合であります。これはその府県で直轄事業が行われれば割合簡単な問題でありませう。自分の県の中で直轄事業が行われるのでありますから、それだけ県民の目に見えて、直轄事業の負担という問題は簡単に片づくのであります。しかし利根川のような直轄工事の場合には群馬県で工事が行われて、その負担金を千葉、埼玉、茨城が背負わなければならぬ、こういう方式になつております。県民のわからない所で事業が行われて、負担だけを、しかも年度ごとには大きくかさつてくる、その額も数億かふさつてくる、こういうふうな現在の制度になつておりますので、たとえばその下流の団体が再建整備団体になりまして場合に、あまり大きな負担を与えましますと、再建計画の達成がむずかしくなつて参りますので、そういう場合には、その負担そのものについて検討してもらふということが私必要ではないか、かように考えておるのであります。

○北山委員 この直轄工事に対する負担金は、現在では交付公債になつておるわけでありませう。そこで現在交付公債になつておる二十八年度以降の分は幾らくらいになつておるか。それからこれはこの前も再々問題になりましたが、二十七年以前以前の現金で払わなければならなかつた当時のいわゆる未納

分が、昨年は約九十億あつたはずであります。それが最近における現在額においてどの程度に達しておるか、これは六十億とも言い、あるいは七十億とも言われるのであります。この未納分の現在額がどのくらいになつておるか、交付公債の方は幾らになつておるか、この数字をお示し願ひたい。

○後藤政府委員 交付公債の額は、今こまかい数字は覚えておりませんが、たしか二年度で百七十億くらいでなかつたかと思ひます。

それから二十七年以前以前の負担金の未納分は、五月三十一日現在でたしか八十九億くらいあつたと思ひます。

○北山委員 今年の五月三十一日現在で八十九億といふことは、昨年度分をほとんど払わなかつたといふ数字でございませうか。

○後藤政府委員 昨年度分を少し払つた。二十七年現在現在の未納はたしか九十五億であつたと思ひます。従つてそれから差し引いたものだけ払つたわけでありませう。

○北山委員 この過去の直轄工事負担金の未納分については、たしか前の委員会でも、かりに交付公債にたな上げしなくとも、大蔵省との話し合ひで償還年次を延ばすような約束ができていふんだといううな話もあつたんですが、その大蔵省との話し合ひというものは、具体的にどういふ内容を持つておりましたか。

○後藤政府委員 二十七年以前以前の直轄工事負担金の中で、負担金の非常に多いものと非常に少ないものとございします。従つて額によりまして二年ないし五年の分割払いにいたして、昨年から分割払いが行われておるのであります。

分が、昨年は約九十億あつたはずであります。それが最近における現在額においてどの程度に達しておるか、これは六十億とも言い、あるいは七十億とも言われるのであります。この未納分の現在額がどのくらいになつておるか、交付公債の方は幾らになつておるか、この数字をお示し願ひたい。

○北山委員　そういたしますと、二年から五年に過去の未納分を延ばして分納するということは、前にすでに了解がついておつて、大体計画ができておつたはずなのである。その後さらに大蔵省との話し合いによつてそれを延ばすことにしたんだというお話でございしましたから、そこでどの程度に延びるかということをお伺いしたんですが、それについてはまだきまつておらない

その払いを延期していくという方法しかないのではないか、かように考えております。

○北山委員　待てども大臣はまだお見えになぬのですが、大臣はいつごろお見えになるのですか。

○大矢委員長　大臣は間もなく見えますが、北山君から要求のありました法政局次長高辻氏が出席されておりますから、その方をどうぞ。

も組む毎年の仕事をやって参ることに
なる。ところが次の選挙の時期になり
ますと、新しい首長や議会の選挙が行
われるわけでありますが、そうすると
新しい首長あるいは議員は一つの政策
を掲げて選挙に臨むであらう。しか
しながらその団体の行くべき道、ある
いは大体の事業の概要というものは、更
建計画によってすでに八年間はきまつ
ておるのですから、従つておそろくそ

といふ思います。
 この法律の規定は申し上げるまでもなく、赤字団体いわゆる財政再建団体に、その財政が窮乏いたしましたために、地方団体の本来の機能を發揮することが危ぶまれるような事態に立ち至りました場合に、国が普通の事態では与えられないような特別の便益を与えることにいたしております。と同時に、他方におきましては、それと対応する

に即する機能を發揮したいというふう
に考えました場合に、自己の意思に基
きまして、そのような法的地位を取得
しようというわけでございます。その
ような観点から見ましても、この法律
の規定が何か地方団体に對して一方
的にワクをかぶせるといふようなこ
とに決してならない。さような観点
からいたしまして、靈法九十二条等
の規定に反する違憲の立法とは少し
も考へて

おらないわけでございます。この審査に当りまして私どもが考えました大体の考え方は以上の通りでございますが、なおいろいろお尋ねがあるかと思ひますので、その際にお答えしたいと思います。

○北山委員 まことに明快なお答えでございますが、さようにいたしますと、いろいろほかに理由をあげてございまして、国の方で便益を与えておるのだ、また一方的な拘束をしておるのではないのだ、拘束だけをやっておるのではないのだから、いわばおみやげを持っていておるのだから、向うの人にも犠牲を払ってもらう、あるいはいろいろな拘束も受けなければならぬ、そういう状況に置くという事は、そういうつり合ひ上、地方自治の本旨には相反しないという事が一つの理由のようでありまして、そう今のお話を了解してよろしくございしますか。

○高辻政府委員 私が申し上げましたのは、特別な利益を与えたから反対に何か不利益を課すというやうなつり合ひの問題ではなくて、実は両々相待ちまして財政再建団体の窮乏した財政を立て直して、地方公共団体の本来の機能、言いかえれば地方自治の本旨に即した機能を活用させる基盤を、両々相待って築き上げようという点にあるというふうに申し上げた次第でございます。

○北山委員 法制局は法律的な範圍だけのことを考えておられるようですが、やはり地方団体が赤字になったという原因が、その際における判断の基準になるのではなからうか、こう思うのです。ところがことしの三月に政府

が正式に発表した地方財政白書によれば、この赤字の原因がいろいろ列挙してある。その中に、おもなものとしまして、順にずつと書いてありますが、地方行政運営上の責任という事はあまり書いておられない。そして災害復旧のことであるとか、災害復旧の財源が足りないために少し補助をやらなければならぬ、あるいは国の補助金のやり方が不足である、そのために地方はつぎ足しをして、それがやはり一つの赤字原因になつておるといふやうなことを認めておるんです。だから地方団体の赤字は自然発生的にほかつと出てきたのじやなくて、国に大きな責任があるといふことを政府自体が認めておる。そういう場合において、先ほどお話になつたやうな、一方で便益を与えてあるといふことは、便益を与えるのではなくて、国が当然払うべき、自分の責任のために地方団体に赤字を生ぜしめた分については、当然義務としてやるべきことである。一方で便益を与えたんだから拘束してもいいという論は、法律論としても成り立たぬと思ひます。それに先ほどお話がありました、それは間違ひではなからうかと思ひます。

○高辻政府委員 地方団体の財政の窮乏が団体自身の責任によるものか、国の、言いかえれば中央政府の責任によるものであるかといふことにつきましても、実は私権威をもって申し上げる筋合ひでございせんので、何とも申し上げかねますけれども、今のお話を伺つておきますと、政府当局からの発表文あるいは説明も存じませんが、お話があったさうでございします。やはり国の側にも責任がないとは言えない

といふことは、あるいはさうであらうかと思ひます。しかしさうであるからこそ、実は國におきまして、普通の地方団体に普通の事態では与えないやうな便益を、特に一定の事態に立ち至つた団体に与える、そういう道を開いて、國もある程度責任を持つてその財政再建に當るといふやうな見地も否定することができないわけにございまして、今おっしゃいました点からこの点を見ましても、この法律が違憲あるいは不当の立法なりといふことにはならないのではないかとさういふふうに考えます。

○北山委員 それでは法制局としては、この法律の中で國が与えておる便益は、どれどれであるとお考えですか。

○高辻政府委員 いろいろあるのかと思ひますが、顯著なものを拾へば、たとえば第十二条の財政再建債、これは歳入欠陥の補てんのための赤字公債の発行を認めることにいたしておりますし、またそれにつきましては利子補給の道がございします。またそのほかにも十七条等の規定があり、さういふものがその類に入らうかと思ひます。

○北山委員 赤字公債の発行を認めたことが便益を与えたといふ御解釈なんです、現実には政府が起債許可の権限を持つておりますから、さういふことは言えるでございしょう。しかしながら、地方団体が借金をする権利といふものは本来の権利であるといふことは、地方自治法の第二百二十六条で明定しておるのです。それが原則なんです。地方団体は本来ならば自由に起債をしてその財源にすることができるといふ原則を自治法が認めておる。た

だ暫定的に二百五十条によつてそれが制限されておるにすぎない。だから政府が持つておる起債許可の権限といふものは、暫定的な特殊な目的から出ておるものなんです。さういふ許可の権限をさういふ場合に利用するといふことは、私は適當じゃないと思ひます。そしてそれが特殊の便益を与えたがごとくに考えることは断じてできないと思ひますが、法制局はどうお考えですか。

○高辻政府委員 私誤解をしていただかないようにお願いしたいのでございしますが、私はもつぱら職掌柄法律上の見地から実はものを申し上げたために、あるいは御疑問を招いたのかとも思ひますが、今おっしゃいます通りのは、私も承知しております。しかし何と申しましても現行の法律、制度——もしこの法律がなかりせば、現行の法律制度のもとにおきましては、このような便益は普通の団体には与えられないわけにございします。さういふ観点から申しまして、これは法律上は新たな法律によつて与える、言葉は悪いかもしれませんが、一種の便益であるといふふうに言つて差しつかえないのじやないかといふふうに考えるわけでありまして。

○北山委員 そういたしますと、お説の通りであれば、たとえば現在地方交付金といふものがあるわけなんです。これも地方に対して現実に便益を与えておるとも言える。あるいは補助金もあるでございしょう。さうすると、さういふことを政府がやっているんだから、今までもどしどし指揮監督なり、いろいろな拘束ができるという理屈になつてしまつて、地方自治の本旨

が、すでに今までも守らなくてもいいという理屈にもなるんじゃないかと思ひます。○高辻政府委員 私が申し上げているのは、さういふ結論になるとは思ひませんので、たとえば法の一定の基準に適合する一般の普通団体につきまして法律が与えているものは、これは便益ではあるかもしれませんが、特別の便益とは言えないわけでありまして。私が特別の便益と申しますのは、この法律によつて特に赤字団体、再建整備団体に対して与えられるから、その意味で特別の便益といふふうに、言葉は悪いかもしれませんが、さういふやうな意味に申し上げたわけでありまして。その点はさういふふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○北山委員 残念ながらさういふふうに理解するわけにいかぬのです。交付金にしろ補助金にしろ、あるいは譲与税にしろ、それは特別に与えたんだという理屈がつくんです。現在はおもておるから過去のものかもしれないけれども、新しい法律が出て与える場合には、新しく特別な利益を与えたいといふことになる。あなたの言う通りであれば、さういふ理屈が立つてしまふ。だからさういふ便益を与えたんだから拘束してもよろしいといふのは、法律論としても成り立たぬと思ひます。もしもそのような理屈が立つとするならば、すでに地方自治の本旨といふか、地方団体に對しては直接の指揮監督はできないのだといふやうな今までの法律解釈はできないはずだと思ひますが、その点は取消されたらどうですか。

○高辻政府委員 おっしゃることは私

はよくわかつていふつもりでござい
ます。論点はわかつていふつもりでござ
います。不幸にして私の申し上げて
いる論点と合っていないので、そうい
う御疑問が出るんじゃないかと思つた
のでござい。と申しますのは、いろ
いろ例をおあげになりましたのは、実
は普通地方団体一般につきまして特
定の条件にぶつかりました場合には、今
おっしゃつたようなものがひとしく補
助されるようなものでありまして、そ
れについて、そうだからといって一々
国が監督をするというようなことに
は、今の話とは別の話でございまし
て、この点について言いますのは、地
方団体としては、赤字団体であらう
が、そうでない団体であらうが、ひと
しく同じ地位に立つわけでありま
す。が、そういうような同じ地位から見
るのではなくて、赤字団体が財政が窮乏
いたしまして、地方自治の本来の機能
を発揮することができなくなつた、あ
るいは危ぶまれるというようなもの
に特に注目をいたしまして、それだけ
に便益を与えるというようなものであ
ります。その部分については、ひと
しく公共団体の財政を再建して、その
本旨に即した機能を発揮できるような
基盤を一緒に作り上げていこうという
観点からする便益であり、監督である
わけであり。従つて、他の一般の
場合も、これを押していけば当然にそ
うなるんだというには相なるはず
がないというふうには私に考へてお
ります。

○北山委員 地方自治体の本来の機能
を発揮するための措置であるからとい
う、その趣旨はわかるのですが、こ
ういう方法が唯一の手段であるとい
は言え

ない。こういうように、行政組織ある
いは運営を拘束するような規定を含
まなくてもできるはず。だから、も
しも地方団体の機能を発揮するため
は、これはただ一つの手段である。し
かも法律的な手段である。とすれば、お
説の通りでございまして、うけれども、
これは事実問題として、地方財政を再
建し、それを健全化する道は、こうい
う方法には限つておられないのです。
すから、今の御意見は、残念な
がら私の考へからすれば、どうも必然
な論理性がない、こう言わざるを得
ないのです。どうですか。

○高辻政府委員 ただいま仰せになり
ました点は、もはや法律論ではなく
て、実は立法政策の問題といひま
す。か、どういふふうにしたら、一番よい
方法であるかという点についての問題
に入つたことになると思ひます。私
が申し上げたのは、あくまでも法律
の一点からものを申し上げてお
ります。そのような赤字団体の財政を再
建するには、いかなる方法が一番よい
であらうかということになります。
あるいは仰せの通り、またいろいろ
方法が考へられるかもしれないと思
ひます。しかし、それは私の関係する
分野ではございせんので、そのこと
だけ申し上げておきたいと思ひます。
○北山委員 私の言ひ方が悪かつた
かもしれませんが、これはまた言ひか
えれば、地方の団体に対して、その機能
を促進したり、いいことをしてやるよ
うな目的であるならば、拘束をしても
かまわないという理屈になると思
ひますが、どうですか。

○高辻政府委員 やはりさつきの問題
になるかと思ひます。たとえば監督を
するといふ二十一条の規定、それから
十二条のような規定、これは先ほども
申し上げましたが、一体の関係に立つ
ものであつて、両々相対して、実は財
政再建団体の財政を再建しようとい
う目的に率仕した規定であり、しかも
これに対しては、国が一方的に課するも
のではなくて、当該団体の意思によつ
て、その地位を得ようとするれば、そ
ういふことになるというわけでありま
す。憲法であるといふことにはな
らぬまいといふふうに考へます。

○北山委員 ただいまのお話の第二点
は、これは一方的ではない。要するに
地方団体の自由意思によつて再建団体
になつたのであるから、さつきかえな
いのだといふ。けれども、そういう再
建団体になり、われわれからいふなら
ば、準禁治産者のような自主性のな
い状態に置かれるといふことは、いわば
操を売つてしまつたやうな格好なん
です。この前の委員会でも例として申
上げましたが、貞操の侵害はよろしく
ない。しかし貞操を売らなければ、それ
が自主的な意思に基いてやればよろし
いといふ議論になつてしまふのじゃな
いか。だから、地方団体の自主性とい
ふものは、そんな売り渡すものである
かどうかなんです。今度売春禁止法が
否決されたやうでございしますが、地方
団体売春奨励法みたいなふうに見え
る。売らねばさつきかえない。自主
的な地方団体の意思決定によつてや
つたのだからさつきかえないだろう、こ
ういふやうな理屈に法政局の方も傾
いていふやうで、まことに遺憾である
と考へる。私どもは、基本的人権はも
とより、地方自治体の自主性というもの

も、そのように売り渡すべき――金に
困つて売り渡すやうなものではないだ
ろう。非常に古くさい考へかも知れま
せんけれども、そういうふうには厳格に
考へていふべきで、いかがですか。
○高辻政府委員 お話のねらいはわか
つておるわけでございます。たとえば
今お話が出ましたので申し上げます
が、基本的人権の問題についても、こ
れと似たやうな問題がござい。た
とえば、公務員が、公務員の関係に自
己の意思に基いてなるといふことにな
りますと、これは法律上は、いろいろ
の説明の仕方がござい。ますが、憲法の
規定する一般の基本的人権をそのま
まに持つて、それを發揮することができ
ないといふこともござい。ます。それに
ついては、あまり多く疑う余地もない
かと思ひますが、そういうことは法律
の面ではあるわけござい。まして、財
政再建団体の財政を再建するために
は、いかなる方法が一番よいかとい
ふことについては、これは、いろいろ
向きから、いろいろな議論があるやう
かと思ひますが、この法律の建前を基礎
にしていふ限りは、今の人権に關する
問題を御提出になりましたも、特にそ
のため、この法律に対して私がただ
いま申し上げた意見を変える絶対的、
決定的なことにはならないのではな
いかといふふうには考へるわけであり
ます。

○北山委員 ちつとも思ひきいてい
ないと思ひます。たとえば自己の意思
であるとしても、この法案のほかに規定
なんかを見ますと、その自由意思もま
た認めておらないのです。その意思決
定の方法についても、いろいろ限定し
てい。任意の意思ならば、勧告など
する必要はないですが、勧告もすると

いうことになっており、しかも赤字をかかえて一本立ちで再建団体になろうとしないで、やろうとしてもそういう団体には金を貸さない、こういうような制裁的な規定までもある、何が何でもこういうところに追い込もうとするような制限がこの規定の中にあるのですから、少くともそういう点については、自由意思を拘束しているのじやないか。その道を歩まざるを得ないように赤字の地方団体を余儀なくさせているような全体の規定であるから自主的な決定ではない、自主的な意思によつて再建団体になるのではなく、追い込まれておるのである。これはこういう非常にたちの悪い法律なんです。そういう面から見ても憲法違反の疑いがあると思うんですが、いかがですか。

○高辻政府委員 この法律に対する御批判の点は御意見として拝聴するわけでございますが、自由意思自由意思というふうな問題が發展して参りましたために、そのような論がお出になるのだと思ひますけれども、私は最初に申し上げておきますように、実は二点からこの問題を違憲でないというふうにわれわれが考えた要点を申し上げたつもりでございます。その第一点はやはり普通の地方団体には普通の事態において認められない法律上の特別の便宜を与えられ、それに相応じてやはり再建団体の財政を立て直して地方自治の本来の機能を發揮できるようにという点からする一つの地位をこの法律は設定しているわけであり、しかもそれを一方的に課するものであれば、あるいは問題になると仰せになるかもしれないけれども、その地位を取得するかしないかというのは、その団体の意思

によるというふうな二段がまえで実は申し上げておるわけでございますので、その両方を含み合せてお考えを願いたいというふうな考へる次第であります。

○北山委員 一番最初の言葉を繰り返したにすぎないと思ひます。最初の言葉が主要な点として二点あげられてあるからその点について申し上げて所見をお伺いしたわけなんです。私どもの考え方はまことに古くさい地方自治の自主性を守るといふ考え方もしれないのですが、実は私が読んでおる本の中には、そういうふうな意味で憲法九十二条を解釈している本がたくさんあるわけなんです。一例を申し上げますと、現在自治庁の次長をやつておられる鈴木俊一先生の「改正地方自治制度」という本の中にはこう書いてある。地方自治の本旨は何であるかは明らかではない。結局自治の理念によつて決するはかはないが、各地方の行政は地方公共団体のみずからの機関と責任によつて行われなければならないことを意味するものと言へよう。従つて反面から言へば、一方的な国の指揮監督を極力排除すべく、地方自治の本旨を侵すような国の地方公共団体に対する権力的関与は、たとひ法律をもつてもこれをなす得ないものといわなければならぬ、こう書いてある。従つて法律をもつてもやはり一方的に国の指揮監督というものは極力これを避けるなければならぬのだ、こういう趣旨が書いてある。それから同時にまたこれもつい先だつてまで自治庁におりました金丸三郎氏は、やはりその本の中で同じような趣旨を言われておるんです。今の自治庁の中にはこのように優秀な

る法律家が雲のごとくおるのでありまして、まことに頼もしい限りだと思ひます。しかもこの鈴木俊一氏はその著書の前に、これは通説であると書いてあるのです。そうして全国の公務員諸君がこれによつて裨益されるところがあれば幸いであるとも書いてある。だからこれは単に鈴木さん個人のたゞ一学説にすぎないのではなくて、現在までの地方自治法というものの建前が、そういうふうな規定されておるといふことは法制局の次長さんはお認めになりますか。

○高辻政府委員 私も法制局にだいぶ長くおりますので、ただいま仰せになりましたような本は大体見ております。そのほか地方自治に関する憲法解釈あるいは行政法上の解釈というものは、覚えておるか覚えていないかは別として一通りは見たつもりでございます。それで先生はただいまお考えが非常に古くさいというふうな仰せになりましたけれども、私は決してそうではないというふうな考へておるわけでありまして、しかもただいま御引用になりました図書も誤まりがあるとは考へておりません。ただ私が申し上げておるのは、そのようなそれぞれの教科書あるいは参考書等に書かれます場合には、最初私が申し上げた普通の団体に對して、普通の事態において考へられるようなものについて、特殊の監督をするというふうなことは憲法の上でいなかろうと思はれることは、これは間違いないなからうというふうな思ふわけでありまして、けれども、この法律は、最初の繰り返しになりますけれども最初申し上げましたような趣旨から言ひまして、一般の場合とは違ふというふうな

申し上げておるのが私の繰り返し申し上げてきたところでありまして。さらに必要でありましたらもう一べん申し上げますが、あまり繰り返しになりますので御遠慮申し上げます。

○北山委員 鈴木さんのような憲法論、地方自治に関する考へ方、これをもつて——金丸さんもうそうでありまして下さればこんな法律は出てこないはずだと私は考へてまことに残念だと思つておるのです。ところが川島自治庁長官は、この前の委員会の席で一部分の指揮監督というものをやつてもそれは憲法九十二条には違反しないというふうな考へてございしますが、そういうふうな大臣が出られたものですか。自治庁の事務当局では今お話し申し上げたような地方自治の本旨を守ろうとしても、そういう大臣の方針によつて結局その線が守れなかつたのではないかという疑いがあるのですが、私はどうもこれは皮肉な逆コースというか、逆であると思ひます。大臣は官僚でも何でもない議會政治家だと思ひます。そうして官僚の方がこういうような地方自治に関する民主的な解釈をとり、そして選挙によつて出てこられる議會政治家が、そのようにやすやすと地方自治体に対して監督も一部はやむを得ないというふうな解釈をおとりになるといふことはどうかと思ひます。このことについて川島長官から御所見を承りたい。

○川島國務大臣 この法案に関連した憲法の解釈は前回申し上げました通りでありまして、私は決して憲法違反だとは考へておりませんし、従ひまして、自治の本旨にとるとも考へていないわけでありまして。

○北山委員 もう一点だけ法制局にお伺いします。私は再建促進法に限つて今お伺ひしたのですが、今度の自治法改正にこれは関係がある、自治法改正の中に例の二百四十六条の二ですか、政府の方では直接たとえば地方公共団体の監督員などを使つてその団体の監督をさせることができる、いわゆる直接その団体の機関である監督員を勝手気ままに動かし、監督することができるといふような規定もある、そういうような規定も置いてあるのですが、これは何も一部の場合でもなく、特別便宜を与えるという場合でもないようございしますが、これなどはどうも先ほどのお話では説明のつきかねるような地方自治体に対する権力的関与ではないか、かように考へるのですが、どうですか。

○高辻政府委員 ちょっとただいまの問題は私法文を見ましてからお答えしたいと思ひますが、それでよろしゅうございませうか。

○北山委員 それではあとでまた自治法などをやるときにどうせ憲法問題が出てきますので、一応私は終ります。

○大矢委員長 門司君。

○門司委員 法制局にちよつとお伺ひしておきますが、先ほどから北山君も話されておりますように、この法律案の中には憲法違反の疑いのある箇所がたくさん書いてあります。それを今法制局の解釈では特別のものだからこういうこともあり得るだろうという、平易に解釈するというふうな考へられるのです。そこで私は聞いておきたいのですが、憲法の九十二条は、それじや一体どういふふうに解釈すればいいの

ですか。私は一応こういうふうに解釈してみたいと考える。憲法の九十二条の規定は明らかに「自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」と書いてありますが、しかしこのことは、一つは地方自治は憲法上の要件であつて、地方自治権の主体としての地方公共団体の存立をここで認めておる。いわゆるこれは保障規定である。同時にこれは保障しておると申し上げてもちつとも差しつかえない。従つて自治体の存立というものはあくまでもこの九十二条で保障しておるといふようにまず解釈される。その次に解釈をされると思われまふことは、従つて地方公共団体の組織及び運営というものは本法律においてこれを一応定めていく。その次の九十二条のごく平易な解釈としては、従つてその法律は地方自治の本旨に適合するものでなければならぬといふことは当然の帰結だと考える。これが保障しております以上は、いかなる法律でありましようとも、この憲法九十二条の自治の本旨に適合した法律でなければならぬという解釈が私は正しいのじやないかと考える。しかし法制局はどうお考えになるか。

○高辻政府委員 根本的な問題でございまして、私が申し上げることで御満足いただけるかどうか存じませんけれども、実はこの九十二条の規定につきましても、御承知の通りに学説上いろいろ意見がございまして、こまかくいへばいろいろ分れるところであらうと思ひますけれども、私どもといたしましては、一応問題が進展していきますにつれまして、場合によつたら注釈を加える必要があろうかと思ひますけれども、大体において門司先生のお

つしやるところでよからうかと思ひます。もつとも普通ここに言う地方公共団体というのが二重構造であるかどうか、府県あるいは市町村というような関係におきましていろいろな問題が出てくると思ひますけれども、大体は仰せになりました点のように解釈してよいのではないかと思ひます。問題の発展によりましてあるいは注釈をつけることになるかも知れませんけれども、一応さういうふう存じております。

○門司委員 今伺つておりますと、先ほど申し上げましたようなことで大体いいのではないかといたした御答弁でございまして、さうだといふと法律の保障する範囲でなければ法律の制定は困難だと私は考える。憲法の保障した範囲を逸脱した法律は適法ではないといふふうに解釈しても差しつかえないと思ふのだが、これに間違ひはございせんか。

○高辻政府委員 おそらくやはりこの法律案との関係についてのお尋ねだと思ひます。けれども、今御指摘になりました点と、それから、特に国法が地方公共団体に対して憲法の所期する以上の便宜を与える、あるいは語弊があるかも知じませんが、さういふこととにすることも憲法違反だといふふうにはわれわれは考へないわけであり

○門司委員 今の点は非常に重要であります。われわれは法律をこしらへようといふ場合には、法律はある程度技術的なものであり、さらに運営に主眼はゆだねられるという形が出てくる。しかし憲法の規定はかくそつて簡明には片づかぬと思ふ。憲法を技術的のものとして考へてみたり、あるいは

運営と考へるようなことがあつてはならないと私は考へる。従つて憲法はこれまで憲法として、国の基本法としてこれを取り扱うべきである。さう考へて参りますと、この九十二条がさつきも申し上げましたように、地方の自治権の主体としての地方公共団体の存立を認めておるものであり、従つてこれが保障しておるという形になる。さういたしますならば、法律自体に憲法違反の疑いがあるがごとき法律は作つてはならない。これは実態がありましようとも、この原則を侵してはならない。もしさういふ必要があるとするならば、現にあるといふにしても、それは法律の技術的の面で、あるいはさうに運営の面でこれを補つていくといふことが憲法を守るゆゑんではないか。今の法制局のさうな考へてありまふと、憲法がくずされてくる。事実と照し合せてみて憲法はさう書いてあるのだけれども、実態はさうなんだからそれでいいのだといふことになる。と、法律が優先する危険性が出てくる。と私は考へる。今の法制局の解釈は私は少し行き過ぎではないかと思ふがこれはどうなんですか。

○高辻政府委員 私率直に申し上げて、どうしてさういふ御議論になるのかつかめなかつたわけでございますが、私どももむろん憲法は国の基本法でございまして、これにたがう法律が許されようはずがないと思ひます。何がこの憲法の規定に違反するかという問題はいろいろあらうかと思ひますが、憲法に違反する法律を憲法のもとで立ててよろしいかと云へば、これはむろん否定すべきことであることは間違ひがないところであります。

○門司委員 そこで問題になりますのは、この法律は今北山君から申し上げられましたように、いろいろな点で、教育委員会も府県の教育委員会と市町村の教育委員会と二つできておる。しかもこの両方の委員会は次の九十二条の規定によつてできておると私は解釈する。九十三条の中で議會を置く、その議會の議員は公選である、長は公選にする、その他法律に定めたものもこれも公選にするといふ形ができておる。従つて公選された教育委員会でありまふ限りにおいては、この権限といふものはやはり憲法において保障されておると私は思ふわけでありまふ。それぞれ保障されている。ところが府県の教育委員会が市町村の教育委員会に對して指示をするところがあるといふことは、この法律に書いてある。これは教育委員会法にも書いてなければ、この法律に書いてある。従つて憲法が保障したこの二つの委員会に對して、さういふ上下の差別ができておるといふこと、それからさらにその他条文をずつと見てみますと、ただいま北山君が言われまふいろいろな条項がここに

出てくるのであります。たとえば予算の執行に對しましても長官はこれを停止することができるといふようなことが書かれておる。これらのことは部分的のものであるからという自治庁長官の答弁ではございまして、少くとも憲法で保障された議會が議決して行つた執行に對して、自治庁の長官が停止を命ずるといふようなことは一体どういふことによつて成り立つかといふことである。さういふものを考へて参りますと、やはりこの法律全体を通じて

でさういふ考へ方が流れておりますので、私は今のような御質問を申し上げたのでございまして、個々の問題についてはいずれこれから条文の質問の際に起つてくるかと思ひますので、ここでは申し上げません。さういふ形でありまふ限りにおいては、この法律は確かに行き過ぎではないか。同時に憲法九十四条の自治体の持つております権能であります。自治体はみづからその事務その他を処理するところの一つの権能を持つておる、これも憲法にはつきり書いてある。従つて自治体の権能といふのが出てきております九十四条は九十三条を受けてさういふ形に私はなつてきておると思ふ。従つて憲法の今日規定しておりますものは、旧觀念の中に置かれておりました団体自治の理念から、さらに住民参加による住民自治の理念に基く憲法であるといふように、われわれは一応解釈しておるものであります。従つてさういふことを考へて参りますと、この条文の中にあります今申し上げましたような点はどうしても憲法に抵触する疑いがある。従つてこれらの点については法制局としてはこれでも全然疑ひはない、これでいいのだといふような考へがござい

まふ。もう一応御答弁を願つておきたいと思ひます。

○高辻政府委員 門司先生のおっしゃいました憲法の解釈、憲法に對する態度さういふものにつきましては、こまかい点は別といたしまして私どもも実は大差のない考へ方を持つております。そのさうな態度の上におきましてこの法律の規定が違憲であるかどうかといふことが問題なのでございまして、それにつきましては先ほど他の委

員

員の方から御質問がありました際に繰り返して御説明したつもりでございしますが、そういうような憲法上の解釈ないしはそのような憲法に対する態度、そういうものから見ても、私どもがこの法律案を法制局として審査いたしました場合に、違憲であるという烙印を押すには当たらない。言いかえれば憲法に違反するということはないというふうな考えたわけなのであります。しかし個々の問題につきましてさらに御質問があるといえますならば、そのおのおのにつきまして私どもの考えるところを申し上げたいと思ひます。

○門司委員 いずれ個々の問題についてさらに詳しくお聞きすることはいいと思ひますが、もう一点聞いておきたいと思ひますことは、先ほどから申し上げておきますように、これは念を押しておきたいと思ひますが、国の基本法であり、自治体の今日のあり方というものを保障しておる、いわゆる地方公共団体の存立というものを保障いたしております憲法の範圍を逸脱した法律であつてはならない。冒頭に申し上げましたように、どこまでも憲法の本旨に適合する法律でなければならぬという法律の立法の建前は、私はあなたとそう變らぬと思ひますが、一体どういうお考えか、その点についてもう一度念を押しておきます。

○高辻政府委員 非常に念を押されるわけでありまして、ちょっと薄気味悪い感じもするわけでございますが、先ほど申し上げました通りに、地方自治の本旨なりあるいは憲法の規定というものは、どちらかと申しますと、法律の二々の規定と違ひまして、大体は太まかにできている傾向がございます。

そういうような関係もありまして、小さなあるいはこまかい点になりますと、おそらくは門司先生とやつていきましても、相違の点が出るかと思ひますけれども、たとえば現在の市町村を廢法があるのに廃止してもよろしいかなんというところはきわめて明白なことになるので、憲法上そういうことはできない。そういう意味ではこの法律がそれを保障しているというふうないうことができると思ひます。それでどこまでの限度がそうであるかということになりますと、これは個々の問題についていろいろ御議論を申し上げないといがいにはいえないと思ひわけでございますが、そのような意味合いにおきまして、門司先生がおっしゃる、憲法は国の基本法として守らなければならぬものである、それを超越した、それに違反した法律は違憲の法律として廢止しなければならぬものであるというふうなこと、それから憲法というものは国の基本法として、そういう眼をもつてわれわれは尊重する態度を持たなければいかぬということ、これは憲法自身にきまつておることであります。これは當然のことであると思ひます。そういう意味で私は門司先生のおっしゃることにつきまして同感の意を表しておるわけでございます。

○北山委員 実はこの第十條のところにも関係しますし、それから先ほど文教との連合審査の場合にも要請をいたしておきました警察庁長官がお見えであるならば、こちらへ呼んでいただきたい。

第八條であります、第八條は長と委員会との関係であります。この点も再々各委員から質疑があつた事項であります。

ります。要するにその団体の執行機関であるところの委員会が本来ならば当然執行し得べきことをあらかじめその長に協議しなければならぬ、こういうことでこういう規定全体としては私どもは適當でないというふうに考えるものであります。特にあらかじめ当該財政再建団体の長に協議をしなければならぬといふ書いてありますが、その際協議が不一致であつた場合どういふことになりましか、この点伺つておきます。

○後藤政府委員 協議とここに書いてありますが、協議がととのわぬ場合には、やはりそれぞれの権限のあります予算執行官庁で予算を執行するということになると思ひます。

○北山委員 予算を執行するというものは、その委員会なら委員会が持つておる予算を執行する場合、団体の長の方と協議をする。協議をしてそれがととのわぬという場合には、どちらが執行されるわけですか。

○後藤政府委員 権限のある方が執行するということになります。

○北山委員 それを執行機関が執行しても差しつかえないかというわけですか。

○後藤政府委員 たとえば教育に関するところでありますれば教育委員会に本来予算を執行する権限がありますから、教育委員会がやる、こういうことになります。

○北山委員 そうすると第八條にいつておるところの協議といふのは、協議はしなければならぬけれども、もしもたとまらなかつた場合にはやはりその機関、委員会等の機関が執行してもよろしいというように了解をいたします。

○後藤政府委員 話し合いをつけてやるといふ趣旨でありまして、どうしても話し合いがつかなかつた場合は、そういうことになるといふことを今申し上げたのであります。

○北山委員 それから第十條であります。第十條はいわゆる事務局等の組織の簡素化であります。至るところ問題のある規定であります。再建団体においては通常の団体とは違つてその委員会等の事務局、議会の事務局、そういう職員の数減することができるといふようになっております。また兼務ができるということになっておるのをごさいます。こういうことは、いろいろの種類の公安委員会であるとか、あるいは教育委員会あるいは議会、あるいはふうな独立の執行機関、こういうものの事務局といふのはそれぞれ理由によつていふゆるその執行機関として独立性を保持するがために独自の事務局を持つという建前から出ておる。ですからそういう原則を守らなければならない。単に赤字があるというだけでその原則を制限するということはどうかと思ひますが、それらの点について長官からお伺ひしたいのであります。

○後藤政府委員 これは各委員会その他の事務局につきましてはそれぞれの部局の規定でもって部局が定められておるのであります。従つてそれを再建団体の場合には、一応他の法令によつてそういう権限がそれぞれあるわけでございますが、それぞれの権限のあるところの委員会その他が、それぞれ自分のところの条例規則等でそれぞれ協力をして部課を縮小させるという建前

にいたしておるのであります。

○北山委員 私の伺つたことに對する答弁にはならぬと思ひますが、私のお聞きをしておるのはそういう独立の執行機関の自主性、独立性というものを保持するといふことが行政上一つの原則として認められておる。そのために教育委員会なりあるいは公安委員会なりあるいは労働委員会なりこういうものが置かれておる。その原則が正しいとすれば、赤字団体であらうがなからうがその原則は同じではございませうか。なぜ赤字団体であればそういうことは守らなくてもよろしいか、どうも私は納得がいかない。

○後藤政府委員 それぞれの団体のそれぞれの権限を別に優れているわけではないのであります。再建整備団体になりまして団体におきましては、各機関の協力を得るために、それぞれの機関で独自の自分の権限を働かせて機構の縮小をはかつてもらいたい、こういう趣旨でこの法律ができておるのであります。従つて、それぞれの独立性を害するとは別にわれわれは考えておりません。

○北山委員 独立性を害しないといふことは、ただ言葉の上に表現しただけではだめであつて、やはり制度としてそれを裏づける、それを保障するためにそれぞれの事務局といふものが置かれておるのである。ですから、たとえば労働委員会のような場合に、やはり知事の補助機関ではないのですから、労働委員会はある場合には知事と対立する場合がある。対立するといふか、知事をつつた被格好に置いて、いわば争議の一方の当事者になる場合がある。そういう問題を扱う労働

委員会は、知事と対立する場合がある。対立するといふか、知事をつつた被格好に置いて、いわば争議の一方の当事者になる場合がある。そういう問題を扱う労働

委員会の事務局の職員を知事の補助的機関と兼ねさせておるなどということとは、やはり労働委員会そのものの自主的な運営というものを害するのではないか。こういう意味において、やはり労働委員会なら労働委員会の独自性が認められておる。公安委員会にしてはそうでありまして、それぞれ独自の自主性が認められておるのである。単に独立であるということが書いてあるだけではいけないのでありまして、実際にその独立性というものを保障するための機構、制度というものがそこに伴っておる。ところが今度のこの法律では、第十条では、金がなければという原則はどうでもよいということを書いておる。金がなければならぬという組織、原則をその団体においては守らなくてもよいのであるが、金がなければやってもよい程度にその原則を考へておるのか、どうも私はわからない。借金団体ならばそういうものは置かなくて兼務させてもよろしいとか、あるいはそういう事務局を置かなくてもよろしいとか、この第十条についてはいささか疑問があるのでございますが、もう少し納得のできるような御説明を願いたい。

○後藤政府委員 第十条の第一項は、それぞれ委員会の独自の判断でもって、規程その他によってそれぞれ独自にある程度機構の縮小をはかつていくという建前にいたしておられますので、私は独立性を侵すことはないと考えております。それから第二項の方は、事務局の方の職員を一時的に事務局の事務に従事させたり、職員を兼務させる場合があるということでありまして、それぞれの委員会の独立性を否定しようという考えで私どもはこれを作ったのではないのであります。

○五島委員 北山さんの質問に関連して伺いたい。午前中の文教委員会の連合審査会では、教育委員会の問題が重点的に質問されて、文相やうちの長官の見解がたまたまわけておる。従って、十条の各種行政委員会の数の減少あるいは事務局の兼務という問題について、特に労働委員会の問題を例にとつて質問してみたいと思います。

ただいま後藤財政部長は、各自治体の自主性においてそれぞれ減少するということは、自主性を侵さないというように言われたわけですが、労働委員会というのは、秘密の保守と、自主的であること、その独立性が要求されるわけですから、従って労働組合法にもそういう規定がちゃんとある。労組法の二十二条によりまして、たとえば一つの労働事件に対する調査権も職員は付与される場合がある。それからまた労働組合法の二十三条によりまして、一つの秘密性を法は職員に対して要求している。そういうような労働組合法との関係、労働組合法の精神というものは、完全に自治体から独立性である、そうして自主性があると思われるわけですから、そうして今までの説明によりますと、財政の再検討等をあまりに誇大に要求される関係上、そういうような自主性、独立性を非常に無視しているような説明が行われているわけですから、たとえば労働委員会の事務局職員を地方自治体の自主性においてほとんど減らしていくことができるということ、この法律の条文にする場合は、各地方団体が金がないから少くするのだというところが、この再建整備促進法上合理的になる、適法になるというように二三条等との関連は、今憲法九十二條に關する質問があったと同様に、これは何ら労働組合法にも抵触しないのだ、優先するのだという観念でおられるのですか。

○後藤政府委員 御説の通り、労働委員会等につきましては秘密性とか独立性というものが要求されていると考えますが、兼務になりまして、その職員はやはり同じように独立性とか秘密性というものは守らなければならぬのでありまして、兼務職員はそういう独立性とか秘密性のワケの外にあるのだということにはならぬのであります。その職員が兼務を命ぜられた以上はやはり本来の職員と同じ程度の職務をやりまして、職務に伴うところのいろいろの義務を負わされるということになりまして、労働委員会自体の独立性を害するものではない、こういうふうに私は先ほど申し上げたのです。

○五島委員 そうすると、第十条のみならず全体に通じて、一方的に地方団体の財政の再建のためにどういふことでも行わなければならない、それが第一の要件であるというふうな印象を受けるわけですから、たとえば労働委員会の取扱ひ事件数、昭和二十五年のあのレッド・ページが行われて以来の例年の事件数から見ても、金がないからこれを減少してもいいというふうな理屈が出て参りますか。毎年々々その件数はふえていく一方である。ところが全国の地方労働委員会の事務局職員等の数は、二十五年以来今度は逆比例してずつと減少しつつある。そういう

ような傾向をどう見るか。労働委員会の事務局職員が非常に必要であると現在では思われるわけなんです、それを、部局を縮小することができるとうたつたり、あるいは他の職員をもってこれにかえるというふうなことを、この法律で明示するというふうなことにについては、非常に独立性を尊重しなければならぬ各地方労働委員会の事務局の性格という自主性が減退し、そうして労使協調していかねければならぬ。今日においてそういうところに大きな支障が来たさるというふうに考えるわけですから、これは従来ずっと質問をいたしておりましたあの六十億円の退職資金の用意というふうな問題も一部関連しますが、労働大臣に求めてもらつていろいろ質問をしたり見解も聞いてみたいと思ひますが、労働関係の件数が非常に現在では多くなりつつある、特に超均衡予算の中から全国の労働問題は非常に多くなつてゐる。その数を明示してもかまわないんですけれども、そういうことを考慮されて各行政委員会の数を減少してもいいということを条文にうたつたのかどうかということを質問したい。

○川島國務大臣 数の減少という問題は、公共団体の性質によつて違ふのであります。ただいま労働委員会の例をお引きになりましたが、非常に事件の多いところでは、あるいは部局の減少ができないかもしれない、根本の第十条の考え方、地方財政の立て直しには、地方団体の執行部も、また行政委員会も議会もお互いに協力してやらなければならぬ、こういうところから出勢を作りたい、こういうところから出

れば人員なんぞもお互いに助け合つてできるだけ簡素化してやりたい、こういうのであります。これがために事務に非常に支障を及ぼすということは避けなければならぬと思ふのであります。労働委員会は秘密が多いからといって執行部の職員を兼任させることはできないというところはそうとばかりは言ひ切れないのじやないかと思ふのであります。やはり公務員は公務員としての秘密を保つ義務もあるのでありますから、その点は御心配の必要はないのだ、かように私は考えるのであります。

○加賀田委員 今労働委員会の問題が出ましたが、職員が兼務をして一向さしつかえないというふうな御答弁ですが、けれども、実は地方団体の長と地方団体の職員とが紛争を起した場合に、労働委員会に提訴する場合があるわけですから、そうした場合には労働委員会の職員はやはり任命を受けて、双方の意見を聞いたり、双方の調査をするような場合が起るわけですから、そういう場合には、再建団体の長の職員が兼務して、事実その長自体を調査することは實際的に私はできないと思ふ。機能を十分に發揮することはできないと思ふのであります。そういう意味で独立機関としての機関を認めてきたわけでありまして、實際問題として自分の掌握する部下が長

の態度あるいは意見等を調査するといふようなことは私はできないと思ふ。そういう問題が起るから——もちろん民間団体等の労使問題に対しては、秘密を守るべき規定があるから守らなければならぬかもしれない、けれども、地方団体ではそういう問題が起るわけ

す。知事とその職員の団体交渉を拒否した場合には、それをあつせんするとかいような問題が起つて参ります。そういうときには労働委員会の職員としての職務を遂行するのに大きな支障を来たして来る。これらの問題が實際的に起つて参りますから、さしつかえないといふことは私は言ひ得ないと思ひますが、その点はどうかですか。

○川島国務大臣 身分は長の方にあります。議会なり委員会なりの命を受けて委員会もしくは議会の仕事に従事するのであります。その場合には委員会の命令通りに行動すべきものであります。そこははっきりしておるものだと思います。身分は長に属するけれども、命令系統は委員会でありますから、委員会の命令通りに動くのは当然であります。その場合に長の命令に従つてやるというようなことはあり得ないのであります。委員会の命令に従つてやればいいわけであり

○北山委員 しかし今の長官のようなお言葉であるならば、何も今まで特別な事務局を置く必要もなければ、いろいろこれに限らず兼職を禁止するような規定があるのですが、大臣の言う通りであれば、同じ人が職を兼ねておつても、たてわけを別にすれば何もさしつかえない。だからそういう場合には何も今までも規定する必要がないのじやないですか。これはやはりその機構の独立性というものを単に言葉の上でこう独立であると言ひただけではおさまらぬのです。それにくつて働いてゐる人もやはり一つの独立性を持つた形にしておかなければ、制度が自主的に、独立的に運営できないからそう

いう機構があるのであります。もしもたてわけをしてやるといふなら、教育委員会だつて何委員会だつてそういうことは必要がないといふことになり。少くとも従来そういう特殊な行政委員会等の独立性というものを、必要上制度上認めておる限りにおきましては、単に金がその団体になつて赤字だといふだけの理由でその機構をいじつたり、あるいは兼務をさせるというやうなことは適當でないのじやないか。少くとも自治庁が地方行政機構全体について、その組織について考える場合には、やはりまず第一に事務量の性質について考える、それからその事務の性質について考えるのが本来でございまして、それをこの規定では、借金があるやうな団体ならば普通の団体とは違つたやうなやり方をするといふことである。仕事が多忙して、その事務の性質、事務の性質が独立性を保持しなければならぬやうな機関であつても、金がなければこの原則をやめてもさしつかえないといふやうな考え方がないのであつて、その点が非常に納得がいかない。もしもどちらでもかまわぬのだといふならば、こういうところに規定しないで、全体的な制度としてこれを解決すべき問題ではなからうかと思つて、それが本来ではなからうか。従つてこの事務量がそれだけ減らないといふなら機構について考えればよろしい。あるいは事務の性質上そんな兼職を認めたつてさしつかえないのだといふ考え方がなければ、赤字団体であらうが、なからうが全体の機構についてそういう制度を改善すればよろしい。それを単に赤字であるからといふので、その団体だけの機構を特殊扱いすると

いうことは、どうも行政機構をいじる自治庁としては、いささか見識がないように私ども思へてならないのです。この点について重ねて大臣からお伺ひしたい。

○川島国務大臣 さつき加賀田さんの御質問は、労働委員会の例をおとりになりまして、労働委員会の職員と長との間に待遇問題その他に紛糾が起つた場合に困るじやないか、こういうことだと思つてあります。その場合には身分は長に属しますが、委員会の命を受けて委員会の仕事に属してゐるのであります。委員会の命令通りに行動すればいい、決してさしつかえないのだ、こういうことを申し上げたわけでありまして。

もう一つ、赤字団体に限つてこういうことをしないで、もし必要があるなら全部の公共団体にこうした規則を適用したらいじやないか、こういう御質問のようであります。深刻な赤字に悩まして、特に再建団体となる公共団体といふものは、全くすべての運営のやうなものを切りかえなければならぬのであります。このくらしいな協力は委員会の長にしなければ、どうして、こういう点におきまして議会、長並びに行政委員会といふものが三位一体となつて、赤字克服に協力してもらいたい、そういう精神を表わしたのがこの条文であります。

○北山委員 議会、長、委員会といふものが三位一体といふお話でございませう。それならば第二項において長の方から自分の職員を委員会の職員として派遣して兼務をさせるということ、を、一方向的にやるやうな規定に直した

のでございませうか。これは従来はたしか委員会の申し出によつて兼務することができるといふやうな規定になつておつたと思つて。ですから委員会の自主性といふものを尊重し、意思を尊重しておつた。ところが今度はさうじやなく、その委員会の事務局の職員に無理無理自分の職員を勝手に押し込んでしまふ。なぜさういふふうにしたのですか。もしもさういふ各種の機関が三位一体となつて仲よく協調をしてやるという御趣旨であるならば、お互ひに意見を協調し合つてやるという従来の方がよかつたのじやないか。それを今度は首長が一方的にやつてしまふといふ制度に直したのは、いささか合点がいかないのではありませんか。

○後藤政府委員 再建計画を立てます場合に、あらかじめ各種の委員会等と相談をするといふことをたびたび申し上げておりますが、その相談の結果、機構、組織の簡素化をいたしますといふ方針を定め、その具体的な策が立てられました場合には、やはり現在の法律では委員会の申し出がなければいけない、こういうことになつておるのであります。それが自治法の百八十条の三であります。再建計画に定まつておるのでありますから、申し出を待たないで、やはり財政再建団体の長の方が同じやうなことができる、こ

ういふふうの規定したのであります。別に私どもはおかしくない、かやうに考へておるのであります。○北山委員 そこでくせ者の再建計画なるものがまたここに出てくるのです。再建計画できまつてしまつたのですから、予算でも何でもそれで執行す

ればいい、一たん計画さえきまつてしまへば、あとはローラーで押すやうに物事を動かしていくといふ考へ方でしょう。それで、今警察庁長官がお見えになつておりますからお伺ひするので、この第十條の規定は「財政再建団体は、他の法令の規定にかかわらず」云々と書いてある。さうしますと、この機構について、かりに府県の公安委員会の事務局、さういふものが警察法の規定によつて政令の定める基準によつて条例で定めるといふことになつておると思ひます。さういたしますと、警察庁の方はこの府県の事務局、公安委員会の事務局機構について、この再建計画の方へ全部お預けをする、警察法四十七條の何項ですか、あの規定は、十條に「他の法令の規定にかかわらず」とありますから、それは無視してもかまわぬ、さういふ趣旨で御了解なさつておるのでございませうか。

○石井警察政府委員 お答えをいたします前に、お許しを得まして、一言ごあいさつをさせていただきますと思ひます。私、本月一日付をもちまして警察庁長官を拝命いたしましたものでございませう。浅学非才のものでございませう。どうか皆さまの格別の御指導と御鞭撻を賜わりますて資力を全うしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまお尋ねの点であります。都道府県警察本部の内部組織は、確かに警察法に規定があるのでございませう。これは基準を中央の方で示すといふことになつておりました。都道府県警察本部の機構を具体的にどう定める

かという事は、都道府県に自主性を
持たしてあります。従いまして部課の
数をどういうふうにするかということ
は都道府県の自主性に基いておきめ
になることでありまして、公共団体の再
建整備のためにいろいろ予算の関係等
もありまして、部課の数をどういう
ふうにするかということにつきまして
も、自主的に御判断をいただくとい
うことになろうかと思っております。

私どもの見通しといたしましては、御
承知のように昨年の七月に現在の新し
い警察制度が打ち立てられたわけで
あります。当時と今日と比べて、それ
ほど著しい情勢の変化がないというこ
とならば、昨年きめられた都道府県警
察本部の組織は、おおむねそれが適正
なものであるとして維持されるのではな
うか、かように考えます。

○北山委員 私は法律論をお伺いする
わけですが、ただいまお話の点に若干
あいまいな点があるわけです。第十条
の初めの規定によりまして「他の法令
の規定にかかわらず」とあります。か
ら、ただいまお述べになった警察法の
第四十七条の規定は除外される。一応
基準を設定して政令で基準を示すけ
ども、それは必ずしもこの法律に基
いて県が県の再建計画を作る場合には
法律上は守る義務がない、かように考
えていいかどうかをお伺いいたします。

○石井(興)政府委員 確かに法律論と
いたしましては、「他の法令の規定に
かわらず」とありますから、お説の
通りになるかと思いますが、実際上
は私が先ほど申し上げましたように、
われわれの警察の運営上は支障がない
ものと考えます。

○北山委員 そういふふうに期待をさ
すように、自治庁の御説明では、再建計

れるというだけであつて、法律上は何
らの保証はない。だからその団体で警
察の事務局等につきまして再建計画の
中に独自の計画を作られても、警察庁
は文句を言えない、こういう規定の趣
旨であると、私はお言葉によつても了
解をいたします。

そこでもう一つ関連がございますか
ら、警察庁長官にあわせてお伺いま
すが、実はこの法律の第三条の第二項
につきまして、午前文教との連合委
員会におきまして若干疑問が出たわけ
です。というのは再建計画を作る場合
に、この三条の第二項によりまして、
補助金や負担金を伴うような事業につ
いては、その再建計画の申請を自治庁
長官に出すと、自治庁長官は当該の事
業官庁といひますか、当該補助金負担
金の関係する役所、たとえば警察費で
あれば、これは国家公安委員会ととも
に協議をするということになっておる
わけです。ところが自治庁のお話では、
再建計画というものは非常に大ざ
っぱなものであつて、そんなこまかい
一々の補助金まで計上するものではな
いのだというふうな話であります。そ
うすると、大ざっぱに書いた場合に、
警察費が幾らというふうにはわからない
ような場合には、自治庁は国家公安委
員会に協議をしないかもしね。それ
でも差しつかえがないかどうかとい
う点についてお伺いしたいのです。

○石井(興)政府委員 いやしくもこの
補助金関係で、都道府県の財政再建計
画の中に警察関係のものが含まれてお
りますならば、私どもは協議をしてい
ただけのものと思つております。

○北山委員 しかし先ほど申し上げた
ように、自治庁の御説明では、再建計

画なるものはまことに大ざっぱなもの
であつて、人件費が幾らとか、あるいは
は公共事業費が幾らとか、あるいは単
独事業費が幾らとかいうふうに分け
に付けた年次計画であるというお話で
す。そこで当然その中に警察費が含ま
れておるものとは、これは常識的にも
想像はつくのですが、どれくらいが含
まれておるかということはおわかりな
いわけですね。従つてそういう再建計画
であるならば、これは警察庁に協議す
るにしても、まことにナンセンスな話で
はないかと考えるのですが、一体こ
ういふ事項をきめる場合に、国家公安委
員会と自治庁はどういう打ち合せを
し、どういふ協議をなさつたのである
か、その両者の相談した点についてお
伺いしたいのです。どういふ予解を得
ておるか……。

○後藤政府委員 三条の第二項をきめ
ます場合は、初めはもう少し条文は変
つておりましたが、大体これに似た条
文でもつて、当初は意見を聞かなか
ればならない、意見を聞く、こういう方
式でもつて原案を作つたのであります
が、いろいろ各省の話を聞きますと、
けさほど申しましたように、再建計画
の中にはつきり何々事業を縮小する
と出て参るものがあるのじゃないか、
そういう場合に国の役所としては、そ
ういふ重要な仕事を勝手に縮小
されては困る、国の側としては従つて
それがある程度協議をせしめてもら
いたい、こういう希望が主として事業官
庁からあつたわけでありまして、従つて私
どもはその御意見ももつともであろ
うということ、そういう趣旨が出ま
すようにこの条文を変えたのでありま
す。従つてけさほど申しましたよう

に、再建計画の中に明らかに各省の所
掌する事業で国の負担金または補助金
を支出するものにかかる分が含まれて
いる場合には御相談申し上げよう、こ
ういふふうにしたのであります。

○北山委員 どうも私は実際に自分が
そういう仕事の筋道を考へてみた場合
に、まことに納得がいかないのです。
先ほど来自治庁では、この再建計画の
内容についてはまことに大ざっぱな
ものであつて、中央の方で人件費ある
は給与とか、そういうこまかい点につ
いて条件をつけるようなものを出さ
せるのではない、非常に大まかなもの
を出させるのであるというお話であ
つた。それはそれでよろしいと思ふ
です。ところがまた文部大臣のお話、文
部省当局では、何でも違つたような考
え方を持つておるし、今の警察庁のお
話でも、やはり警察の関係が含まれて
おるとすれば、協議をせしめようとい
うことを期待するといふような話なん
です。そこでどうもその点が非常に
もつとことしておる。警察庁長官とし
ては、期待するにとどまる程度でよろ
しうございませうか。その再建計画の書
き方によつては、警察費は含まれてお
るだらうけれども、どの程度に含まれ
ておるか、行政整理が何になるかと
いうことは、今の自治庁のお話では
わからないけれども、今のお話では
わかたつておれば、その団体について
警察庁に出すが、わからないときには
出さないといふこと、その程度でよろ
しうございませうか。

○石井(興)政府委員 法律に規定され

ました以上、それが単なる空文にな
り、有名無実のような規定であらうは
ずはないのでありまして、これが良識
に従つて、立法の精神にかんがみて運
用される。従つて先ほど申しましたよ
うに、警察関係の費用の中でこれに該
当するものがあるときには、当然協議
をしていただけるものと考へており
ます。

○北山委員 そうすると、もちろん再
建計画の中に、はつきりと警察費が幾
らだといふようなことがあれば、協議
することをごさいます。しかしな
い場合には協議をしなくてもよろし
い、その程度でいいかどうか。

○石井(興)政府委員 この規定の中に
あります補助金の対象になりますよう
な費目についての警察費、こういうも
のが再建計画の中にどういふふうに入
つておるかということについて、私ど
も協議をしていただきたいのでありま
す。地方自治団体の財政の再建整備に
つきましては、警察といへども全面的
に協力すべきものであります。しか
し警察運営に著しく支障を来すよう
な内容のものであつては困るわけであ
りますので、そういった点につきま
して協議をしていただきたい、かように
思つております。

○北山委員 かように期待しておる
といふことはけつこうでありますけれ
ども、自治庁の御答弁ではその期待に
は再建計画の内容は非常に大ざっぱな
ものであつて、そんなこまかいこと
を一々書くようなものではない。特に
つと大きな国の総合開発みたいな事
業で、それをやるとかやらないとかい
うような独立するような事業であれば別

であるが、一般的に経費については、
そうこまかくは審かれないというよう
な御方針のようでありまして、ただ
いまの期待は期待としてわれわれも承
つておきますが、遺憾ながら、自治
府のおっしゃる通りにこの法律が運
待に沿えなくなるであらう。それで
も仕方がないということになります
か、いかがでございますか。それは自
治府の方からお伺いしたい。

○石井(農)政府委員 自治府の良識
ある態度をもって、私どもに折衝し
ただくことを期待いたしております。
協議でございますので、自治府の方
立場での意見も十分に拝聴いたしま
して、自治府側にもいろいろ自治府
としての立場の御意見がありましょ
う、相互に緊密に協議を遂げまして最善を期
したい、かように考えております。

○川島(農)大臣 再建計画の策定は
おむね七カ年という長期にわたる
て、歳入歳出を勘案して、バランス
の合うようにして、漸次赤字を消し
ていくというのでありますから、再建
計画を策定するとき、あらかじめ数
年後のこまかい事業などは考え得
られないわけでありまして、そこ
でございまして、そこでごく大ま
かなものを作る、こういうことな
りますから、先ほど来北山さん
がございましたように、総合的
な事業、たとえば今国会で審議
されておるような愛知用水の事業
にわたるような事業は当然中に入
りますけれども、個々の事業は、
数年先のものはどういふから
ないの、金、負担金が幾らつく
かというこの想定ができないので
ありますから、その

ういうことを一々相談するケースは
くわだ、ごくまれな場合だ、こ
ういふふうに考えておるわけ
であります。

○北山委員 そうしますと、警察庁長
官は自治府の良識を求めておる。と
ころがたまたまの長官のお話では、
どうもその良識の期待に沿い
かねるような答弁なんです、文
部省関係におきまして、大
きな問題に關連する事項につ
いて、各省の間の政府内
閣の意見の一致を見ることが
できない、これは再建計画
そのものの内容が、いか
うなものであるかという
こと、関係する大きな問題だ
と思ふのです。

○北山委員 大ざっぱに
長官の御期待に沿い得な
く、従つてどのようなものが再建
計画のひな形であるか、われ
われは非常にこれに關心を持
つておる、これは今後政府が
赤字団体、再建団体にな
つたものを長い間にわたつて
監督していくための一つの契
機事項、身がどうなるかとい
うこと、政府内閣の見解につ
いて、違つておる、そうしま
す、私どもはどうしても一
番大事なことでござい
ますから、一体どういふ
格好になるか、大体大ま
かなもの、そのひな形とい
うようなものを、作つて出
していただく、これは
私の言ふことが間違つて
おるならば、お答えを願
ひたいのですが、私は開
いておる。

○川島(農)大臣 再建計画を作
らざるは、おむね七カ年間に
赤字債を

○北山委員 大ざっぱに
長官の御期待に沿い得な
く、従つてどのようなものが再建
計画のひな形であるか、われ
われは非常にこれに關心を持
つておる、これは今後政府が
赤字団体、再建団体にな
つたものを長い間にわたつて
監督していくための一つの契
機事項、身がどうなるかとい
うこと、政府内閣の見解につ
いて、違つておる、そうしま
す、私どもはどうしても一
番大事なことでござい
ますから、一体どういふ
格好になるか、大体大ま
かなもの、そのひな形とい
うようなものを、作つて出
していただく、これは
私の言ふことが間違つて
おるならば、お答えを願
ひたいのですが、私は開
いておる。

○北山委員 大ざっぱに
長官の御期待に沿い得な
く、従つてどのようなものが再建
計画のひな形であるか、われ
われは非常にこれに關心を持
つておる、これは今後政府が
赤字団体、再建団体にな
つたものを長い間にわたつて
監督していくための一つの契
機事項、身がどうなるかとい
うこと、政府内閣の見解につ
いて、違つておる、そうしま
す、私どもはどうしても一
番大事なことでござい
ますから、一体どういふ
格好になるか、大体大ま
かなもの、そのひな形とい
うようなものを、作つて出
していただく、これは
私の言ふことが間違つて
おるならば、お答えを願
ひたいのですが、私は開
いておる。

○北山委員 大ざっぱに
長官の御期待に沿い得な
く、従つてどのようなものが再建
計画のひな形であるか、われ
われは非常にこれに關心を持
つておる、これは今後政府が
赤字団体、再建団体にな
つたものを長い間にわたつて
監督していくための一つの契
機事項、身がどうなるかとい
うこと、政府内閣の見解につ
いて、違つておる、そうしま
す、私どもはどうしても一
番大事なことでござい
ますから、一体どういふ
格好になるか、大体大ま
かなもの、そのひな形とい
うようなものを、作つて出
していただく、これは
私の言ふことが間違つて
おるならば、お答えを願
ひたいのですが、私は開
いておる。

○北山委員 大ざっぱに
長官の御期待に沿い得な
く、従つてどのようなものが再建
計画のひな形であるか、われ
われは非常にこれに關心を持
つておる、これは今後政府が
赤字団体、再建団体にな
つたものを長い間にわたつて
監督していくための一つの契
機事項、身がどうなるかとい
うこと、政府内閣の見解につ
いて、違つておる、そうしま
す、私どもはどうしても一
番大事なことでござい
ますから、一体どういふ
格好になるか、大体大ま
かなもの、そのひな形とい
うようなものを、作つて出
していただく、これは
私の言ふことが間違つて
おるならば、お答えを願
ひたいのですが、私は開
いておる。

○北山委員 大ざっぱに
長官の御期待に沿い得な
く、従つてどのようなものが再建
計画のひな形であるか、われ
われは非常にこれに關心を持
つておる、これは今後政府が
赤字団体、再建団体にな
つたものを長い間にわたつて
監督していくための一つの契
機事項、身がどうなるかとい
うこと、政府内閣の見解につ
いて、違つておる、そうしま
す、私どもはどうしても一
番大事なことでござい
ますから、一体どういふ
格好になるか、大体大ま
かなもの、そのひな形とい
うようなものを、作つて出
していただく、これは
私の言ふことが間違つて
おるならば、お答えを願
ひたいのですが、私は開
いておる。

○北山委員 大ざっぱに
長官の御期待に沿い得な
く、従つてどのようなものが再建
計画のひな形であるか、われ
われは非常にこれに關心を持
つておる、これは今後政府が
赤字団体、再建団体にな
つたものを長い間にわたつて
監督していくための一つの契
機事項、身がどうなるかとい
うこと、政府内閣の見解につ
いて、違つておる、そうしま
す、私どもはどうしても一
番大事なことでござい
ますから、一体どういふ
格好になるか、大体大ま
かなもの、そのひな形とい
うようなものを、作つて出
していただく、これは
私の言ふことが間違つて
おるならば、お答えを願
ひたいのですが、私は開
いておる。

○北山委員 大ざっぱに
長官の御期待に沿い得な
く、従つてどのようなものが再建
計画のひな形であるか、われ
われは非常にこれに關心を持
つておる、これは今後政府が
赤字団体、再建団体にな
つたものを長い間にわたつて
監督していくための一つの契
機事項、身がどうなるかとい
うこと、政府内閣の見解につ
いて、違つておる、そうしま
す、私どもはどうしても一
番大事なことでござい
ますから、一体どういふ
格好になるか、大体大ま
かなもの、そのひな形とい
うようなものを、作つて出
していただく、これは
私の言ふことが間違つて
おるならば、お答えを願
ひたいのですが、私は開
いておる。

○北山委員 大ざっぱに
長官の御期待に沿い得な
く、従つてどのようなものが再建
計画のひな形であるか、われ
われは非常にこれに關心を持
つておる、これは今後政府が
赤字団体、再建団体にな
つたものを長い間にわたつて
監督していくための一つの契
機事項、身がどうなるかとい
うこと、政府内閣の見解につ
いて、違つておる、そうしま
す、私どもはどうしても一
番大事なことでござい
ますから、一体どういふ
格好になるか、大体大ま
かなもの、そのひな形とい
うようなものを、作つて出
していただく、これは
私の言ふことが間違つて
おるならば、お答えを願
ひたいのですが、私は開
いておる。

国会に出したのであります。従つて私も話したいものがある、こういうことで今御説明申し上げておるのであります。

○北山委員　そうすると、自治庁が閣議で決定したというその再建計画は、今お話になった程度のものでその内容として盛られる、従つて経常的な警察費というものがどのくらいあるかわからない。従つて特殊の場合、たとえば警察庁舎でも建てるとか、警察署の整備計画でもあれば別ですが、そういうものが無い限りは普通の警察費の事業費については警察庁、国家公安委員会に協議をする必要がない、そういう事柄は起らない、かように考えてよろしゅうございませうか。

○後藤政府委員　お説の通りであります。

○北山委員　警察庁長官にお伺いしますが、そういう結果だそうでありまして、それは政府内部の一致した見解のようでありますが、それでよろしゅうございませうか。

○川島国務大臣　これは私にお答えしますが、七年間にわたる計画を立てるのであつて、今からあらかじめ七年先にある警察庁舎を建てるとかというところはとうていわかるものじゃございませんで、ごく大まかなものを作る。もしもこれが詳細なものを作つてそれで縛るならば、それこそ毎回お話のような恒久的な性格になりますけれども、そうじゃないのでありまして、十分ゆとりのあるものを作りまして、あとは単年度ごとの予算を作るのでありますから、各官庁の補助金についてあらかじめ再建計画を作るときに協議すべき事項は、きわめて少いと思はれます。

る、ほとんどないじゃないかと考えておりますが、まれにあることもあるので、こういう条文を作ったのであります。それは総合開発その他の問題に限るが、警察庁舎のごときは単年度ごとの仕事でありますから、この中には盛り込んでおけません。

○北山委員　くどいようございませうが、大事な点でありますからさらにお伺いしますが、警察庁長官はこの第十条によつていきまして、府県警察の内部機構については警察法の規定の示す基準にかかわらず再建計画によつて、自治庁長官がお話のように、警察庁に協議をしないで府県限りできめてもよろしいという結果になつておるようございませう。それでよろしいかどうかを一つ正式に明らかに警察庁長官からお伺いしたい。

○石井(榮)政府委員　都道府県警察本部の内部組織につきましては、先ほどもお答えをいたしましたように、都道府県の自主性にまかせているのであります。中央としましてはただその基準を示しているにすぎないのであります。都道府県が財政再建整備の観点において基準に達しない限度において機構をある程度縮小するというようなことを自主的ににおきめるのはわれわれとしては当然だと考えております。

○北山委員　しかし長官、第十条は財政再建計画を作るときには他の法令の規定にかかわらず書いてある。その規定というのは警察法第四十七条の二の規定に、だから警察法第四十七条の二の規定によつて政令の定める基準に従うと書いてあるのではありませんか、その政令の定める基準によつてやるということとはやはりこれによつて除外されて

しまふのです。だから地方団体は警察法四十七条を守る必要はなくなつてしまつて、独自の再建計画を立てられるのですよ。それでいいですか。

○石井(榮)政府委員　法律的にはまさしく他の法令の規定にかかわらずということ、この法律が優先するわけでありませう。先ほど申し上げましたような基準にある程度背馳するようなことに都道府県として運用されてもいたし方がないと思つております。都道府県の財政再建計画は臨時のものであるとは承つております。都道府県の財政再建の臨時措置のため一時それに必要な措置が臨時措置としてとられるということ、これはいたし方のないことである、かように考えております。

○北山委員　一時と言ひますけれども、これは時限法でもないのですよ。何年間というこの期限を切つてない。まあ臨時的な立法であることは間違いないけれども、その間がまんして良識に訴へようという、まことに謙虚なる長官の態度でございませうが、それでいいかどうか。これはあとで文句を言わないようにしていただきたい。結局自治庁の解釈の通り、警察費についても自主的に再建計画を立て得るのだ、その際には警察法の四十七条等の規定は排除されても法律上はやむを得ない、その基準に従うかどうかということ、地方団体の良識に待つ、こういうことでもあります。それでこれは今の質疑によつても各事業官庁と自治庁との間の了解については、この問題についていろいろ疑念があるのございませうから、一つ續いて農林大臣、建設大臣、それから通産、運輸、その他文

教との連合委員会において要求した各事業官庁の責任者を当委員会に呼んで、この問題を明らかにしていただきたいと思ひます。

○川島国務大臣　これは私繰返し申し上げておるのですが、七カ年にわたる長期の再建計画を立てるのですから、こまかい、規定はとうていできないでありまして、きわめて大まかな計画を示してもらひまして、赤字が完全に解消することだけを期待しておるものでありますから、この計画の中でも警察費が幾らであるとか、教育費が幾らであるとかは記載はいたさないものであります。あとは単年度ごとの問題でありまして、単年度の問題と財政再建計画とは別に切り離してお考え願ひないと混同されるといろいろの疑念が起つてきますから、七カ年間にわたる財政再建計画におきましては、各省別の内容は決して盛つておらないのでございませう。ごく大ざっぱな人件費とか、あるいは事業費というやうな問題だけしか書いてないのであります。そうして最後のねらいはその規定された年度内に完全に赤字償が返るということを期待しておるのであります。その実行ができることを私もは見ただけでありまして、内容について一々干渉するわけではないのでありますから、決して各省間で意見の食い違ひはないのであります。

○西村(力)委員　私久しぶりに地方行政委員会に参りましたので、あるいはかつての違つた質問を申し上げるかも知れませんが、今北山委員から財政再建計画を立てる場合の各省との協議と、いろいろな問題について関係する部面

さいますが、そのことはぜひお願いしたいと思ふのです。そういう再建計画ができて、その実施について委員会とかその他と協議した場合、その協議がととのわれないとするならば、責任はどちらにあるのだ、こういうことをどう考えておられるか。頭をひねられておるのですかどうですか。

○後藤政府委員　私もはできる限りの努力をいたしまして協議がととのうようにいたしたいと考えております。責任がどちらにあるかという問題は、ちよつと趣旨がよくわからないのであります。私が、これは私もとしては地方団体の作り出した再建計画を承認する場合に、地方団体にかりまして各省の長と協議するのであります。従つて私もは地方団体の代弁者のような格好になりまして各省の長と協議する、こういうことになるのであります。従つてわれわれはできるだけ協議がととのうように努力いたしまして、協議がととのわれないということにならぬようにいたしたいと考えております。

○西村(力)委員　私もは今第八条の關係、先ほどちよつと論じられましたが、協議があつた場合、協議がととのわなかったというやうな場合には、独自に執行していく、こういうお話でございませうが、ととのわれない責任はどつちにあるのか、私はそれを聞きたい。

○後藤政府委員　ととのわれない責任がどちらにあるかというところは、そのどちらの主張がどうであるかということ

を判断しなければわからないことではないかと思ひます。

○西村(力)委員　そうするならば第六

条はこれを削った方がよいのではないか。協力しなければならぬという場合、第六條の規定が前提としてあるから、協議がととのわない場合には、やはり再建団体の委員会とか、あるいはそういうところが協議のとのわなを責任を負わなければならないかと思うのになつてくるのではないかと思うの

○後藤政府委員 各省の行政機関と行政委員会と長との間の協力の態勢というのはいろいろあると思ひます。協議の形をとるか意見を聞くだけにするか、同意を求めるか、いろいろな態様があるのであります。そのどれをとることがいいかという問題になります。どの形が一番地方団体とその間にあります行政委員会との間の現在の制度のもとにおいていいか、どういふ態度をとることがいいか、こういう問題なのであります。われわれは協議の方式が一番いいか、こういふふうにとつたのであります。

○西村(力)委員 協議方式ですと、協議のとのわなの場合というのはあり得るということになるであらうと思ひます。そういうことになれば第六條の規定から見まして、やはり委員会というものは協力しない、こういう判定を受けるではないか、責任はそちらにあるじゃないか。その再建団体の長が言い、あるいは自治庁においてそういう判定をする、こういうことに相なるではないか、かように思ひます。だからそういう場合の協議という場合に成立しなくてもいいという場合もある、こういうような立場をとらうとするならば、第六條はぶつた切つたらいじやないか、こう思ひます。

○後藤政府委員 先ほど申し上げましたように協力態勢の一つの方法として考えた方式でありまして、私どもは協議がととのうように努力して、協議がととのうようにしてまいりたい、かように考えております。どうしてもとのわなかつたときにどうなるのだという御質問が先ほどありましたから、それはやむを得ないということを申し上げたのであります。私どもとしては協議がととのうように努力してまいりたいということを考えております。

○西村(力)委員 やむを得ない場合も想定するならば、第六條は削つたらいじやないか。第六條では大綱としてそれは協力しなければならぬという工合に押えてしまつてゐる。協議はととのわなと責任はやはり再建団体の長ではなく、予算執行権を持つ委員会とか何かそういうところにあるのだ、こういう判定は自然に下つてしまふのじゃないか。こう思ひます。

○後藤政府委員 第八條と間違えておりました。第六條の御質問でありますれば、第六條は訓示規定でありますために、なくてもいいじゃないかという議論も成り立つと思ひます。しかしこれは前々から議員提出の再建法案にもありましたし、私はむだではないかという意味でこれは入れたのであります。

○西村(力)委員 議員提出の仮案であります。あれにあらつたからといつて政府が責任を持つて提案されるべきに、そこに理由づけるといふようなことはいささか迷惑極端だと思ひます。それで単なる訓示規定でも何でもいい、心理的拘束にせよ、拘束をつけることはやめたいじゃないか。第六條はこれは明らかに訓示規定として

相当強くこれはもう心理的といふかなんという拘束を与えるものである、こう私は思ひます。やつぱり協議が整わなければ、この六條の規定によつてこの再建計画に協力しないという烙印を押される。第六條からこういうことに相なるのではないかといふことをおそれるのです。どうですか。

○後藤政府委員 第六條の規定は、国と他の地方公共団体及び公共的団体の規定でありまして、つまり地方団体の外にあるところの規定でありまして、この八條の方は地方団体内部の問題なんです。従つて六條の規定は、先ほども私御説明申し上げたのですがちよつと違ふのであります。なるほどこれはなくてもいいという御質問もあつたのであります。私は精神的物質的に援助する方式が、協力するところの方式が實際あるじゃないか、たとえば再建整備団体において、何かブロック会議をやるとかいろいろな会合を開いたりすることがあるんじゃないか、そういうことはできるだけ避けて、他の富裕な団体の方でやつてもらつて、貧乏な団体をなるべく避けてもらうようにしようといふことも一つの方法じゃないか、そういう意味で、他の団体の協力を求めたわけでありまして。

○西村(力)委員 そうしますと今の解釈で、その一、地方公共団体内部にあるものはこの六條の訓示規定によつて拘束をされない、こういうことに相なるだらうと思ひます。それがそれでよろしうございますか。

○後藤政府委員 さうであります。○西村(力)委員 それで警察庁長官もいらつしやつておりますが、ぐんぐんとこの再建計画を絞つていつた場合

に、警察行政をやるために県の再建計画が考えたその不足分の穴埋めのために、現在も行われておるような一般住民に對する負担の転嫁、こういうようなことがますます強まつてくるんじゃないかと思ひます。あるいは教育委員会等におきましても、たとえば県立学校を建てる場合とか、あるいは教員の不足を補う場合とか、さまざまな方法がある場合に、住民の負担にこれを転嫁していくんではないか。これはもう明らかに予想されることであると思ひます。そういう行き方に対しては、再建計画は絞つてしまつた、そのしわ寄せは、金が少い分は一般住民に転嫁されていく、今以上に転嫁されていくといふようなことを押えていく、そういう措置といふものをこの法案では考へに入れておるかどうか。明らか

にこれは考へなければ、再建計画は首切になり、増税になり、しかも財政の不如意の分を一般住民の任意負担という行政負担といふか、そういうところ

に転嫁されるおそれがある、かように考へる。そういう点についての措置をどうこの法案では考へられるか。

○後藤政府委員 再建計画の中で、たとえば人員整理その他消費的な経費を削つた場合に、そのしわが一般の住民の方にいくんじゃないか、こういう御質問じゃないかと思ひます。あるいは、私は必ずしもそうとは考へません。そういうことはあり得るかもしれませんが、全然計画の中には織り込まないやうにしたいと思ひます。○西村(力)委員 もう警察にしまして

はかの警察の装備とかそういうような費用、あるいは庁舎の建設費用とか、そういうようなところでも大きくこれは絞られてくるだらうと私は思ひます。そうすると今でも住民に對して寄付せざるという方向をとりながら、相当多くの寄付が要請されておる。また学校なんかにしても、ところによつては教員の不足を市町村費で、わざわざ、臨時にといふか任意に補充した

りしてゐるし、また学校建築の場合なんか、市町村に県立学校を持つていくのだから、これだけ増改築をやるの

は何か負担するかと今でも負担させられておる。これを財政再建の計画をやつてだんだんと絞つていけば、ますますその方向が強くなる。結局財政の絞りが住民にそういう工合に過重なる負担として転嫁せられていくだらうといふことを私は予想するので

す。それをやつぱり一応防いで行かなければ再建計画としては片びつこである、こういう工合にこちらと思はざるを得ない。この点はどんな工合でございませうか。再度の御答弁を願ひたい。○後藤政府委員 再建計画を立てますことによつて、そのしわがやはり住民に行くといいことじゃないかと思ひます。再建計画自体と住民に對する寄付といふものはまた別の問題ではないか。それぞれの役所が、それぞれの部局が、自衛して、再建計画に従つた行動をしなければならぬのでありまして、そのしわを住民の方にいろいろな形で持つていくといふことはわれわれも予想していませんし、再建計画自体も予想していませんのであります。

○西村(力)委員 予想していないという事は私はいけないと思うのです。なぜかという、今でさえも地方財政計画は十分にまかない得る、こういう工合につつまを合せてやっておるのです。表面につつまは合せておることにしておる。そういうときでさえも足らぬ、足らぬと言つて、いろいろ住民に寄付を要請してゐるのです。これがますます財政規模を縮小されてくれば、やっぱりその方面が強まる。金を集めることが強まる。これを予想しないということでは、これはごまかしである。それはうそを言つておるのだ、私はそういう工合に思わざるを得ない。そういうことにござらぬ目をおおつておる。私はそういう工合に思ふのです。正直のところどうです。

○川島國務大臣 御引例になりました警察庁舎を作る場合に、土地の住民からして建築費の一部を寄付させることの可否という本質論が、第一あるのではありません。ふえることがいいか悪いかの前に、まず本質論としてそれは研究しなければならぬ問題であります。その問題とこれとは、私は全く違つた観点からお考え願ふなければならぬと思ふのであります。

○西村(力)委員 大臣はそういう御答弁をなさいますか、これは本質的に悪いことはきまつておる。もし今のように住民に寄付を要請している以上にふえていくというのを予想するならば、大臣は寄付を求めることはいいいのだ、やむを得ないのだ、こういう考え方に立つておる。だからこれだけはやむを得ないから、少しぐらい幅が広がつたつてよい寄付をとるようになつたつて同じことだから、五十歩百歩だ

からいいのだ、今寄付を求めておる現実の姿を大臣は認められておる。ところが警察運営をやるためにあるいは教育の現状の維持を何とかしてはかろうとするために、最後の逃げ道として寄付を今以上に広げることになることを認めようとするならば、そういう寄付行為そのものを今認めておる、こういう前提に立たなければならぬ。議論は立たないと思ひます。そうしますと、やっぱり大臣は、本質論は云々だと言つて、それに対する賛否の態度を表明なさいますか、やはり今のようない見解でございませうと寄付を求めることはいいのだ。こういう工合に自治庁長官として考えるが、これは重大な問題でありますので、われわれは絶対に反対なんです。このところをはつきりしてもらいたい。

○川島國務大臣 再建計画を立てまして、依然として従来通りにいろいろな事業をやつていけば、それはそういう結果になります。しかる再建計画を立てて赤字が解消するまではある程度事業その他のものを縮小しなければならぬのであります。たとえば御引例の警察庁舎にしても、多少古くても、これは再建計画が済むまではがまんしてもらつて。それが再建計画が求めておるところなのでありますから、今までの事業をやるといふ観点からいふと、あなまたいな御議論が出来ますけれども、それで再建計画は立たないのではありません。あくまでも事業費、事務費その他において節約をして、再建計画を完成しようとの趣意でありますから、御質問のようなことは起らないのであります。

○西村(力)委員 これは今でも起つて

いるんだから起ると思う。それじゃ起らないという証拠を一つ見せてもらいたい。

○川島國務大臣 起れば、それは本質論になります。警察庁舎を建てるのに住民から寄付させるのが、いいか悪いのかという本質論になりますので、それとこれとは別問題で、再建計画を立てれば、必要な警察庁舎の新築も、一年でも二年でも延ばしても構はない。それにねらいがあるのですから、その点に關する限りは、あなたの御心配のようないことは起らぬ、こう申し上げてゐるわけなんです。

○西村(力)委員 とにかく起らないということに大臣は太鼓判を押されるから、起らないかもしませんが、まあ起らないにしましても、先ほどから私は疑問を持つておつて大臣の見解を伺いたいのは、そういう寄付行為というのは、決して好ましいことじゃないから、これを断固として廃止していく方向にいかなければならぬ、こう考へておるかどうか、はつきりした言明を伺いたい。それがなければ起るのです。

○川島國務大臣 私よく御質問の趣旨がわからないのですけれども、再建計画とは關係なしに警察庁舎を作る場合に、住民から寄付を集めることがいいか悪いか、こういうことなのですか。

○西村(力)委員 そうです。

○川島國務大臣 私は好ましいこととは思つておりません。

○西村(力)委員 好ましいことじゃない、その表現の裏にはやむを得ないということがあるのですか、やはりそういうことなのですか。やむを得ないという場合には、お認めになるのでございませうか。

○川島國務大臣 国の施設でありますから、必要な当然の費用でやるべきものだ、あるいは県費ですべきものは県費で出すべきだ、かように考えるのであります。

○西村(力)委員 そういう態度で推進して強くやつてもらわなければ、この再建整備計画進行途中においては、ますます住民の負担が加重していく。そういうことを憂へざるを得ないわけなのでございませう、はつきり今のようない見解を、法制的にもあるいは行政指導上においても、強めてもらわなければならぬ、かように要請したい。

次に、この再建団体の長の知事なら知事が、自分の職員を委員会や議会、そういうところの職員に兼務させるといふ問題でございませうが、人間しつかりと割り切つていけばそれができるのだ、こういうことでございませう。この件については大臣に私の体験をお聞き願ひたいと思ふ。それは昨年の軍用道路の問題について、農民の意思をそのまゝわれわれも受けまして、その土地の取り上げに對して反対を續けて参りました。その道路の作り方というものは、現在道路を擴張していくといふことならば、住民はあくまでも協力しよう、こういうのですが、そうじゃなくて、全然住民の福利ということに無視して、現在ある道路に約一千メートルずつと並行して、その現在の道路と新しい道路の一番狭いところは十メートル、こういうような道路を作ろうとした。それで現在道路に向けて門口を作つてゐる家は、全部これは新しい道路に向きを変えなければならぬ。そしてまたわすかばかりの耕地が分断さ

れるなり、あるいは人によつては全然農耕が成立しないというやうな状態になる。こういうわけで住民の反対は、これは軍事基地反対とか、そういうイデオロギーを越えた切実な問題であつたのです。それで当然反対して参つたのでございませうが、その工事をやるのは県側で、そして住民に通知をする前に計画を立てて、建設省の認可をとつからというところで、直ちに請負者に契約してしまつた。それに住民は反対なんだ。そこで県側としては請負者に面子がない、あるいは違約金を取られる、それも困るとかいうわけで、もうえらいむちやくちやな方向を取つて、とうとう土地収用法を發動して土地収用委員会にかけた。ところが土地収用委員会の事務局というものが、その計画をやつてゐる県の土木部の中にある。こういうわけで、土地収用委員会がほんとうに公正な立場をもつてやろうとする意気込みがあるかどうか知らぬけれども、あるとしまして、その事務局の動きというものは全然県側の意思通りに動くということにならざるを得ない。事務局側の資料や意思を聞けば、県側が建設省に出すために作つた資料そのまゝを持つてくる。事務局というものは何も独立性を持たないといふことになつてきてゐる。このやうなことで、その人々土地収用委員会の事務局というその人格で働くといふやうなことを申しても、それは話だけのことではございませう、実際はそんな働きは全然できない。私たちはこういう事務局は不当である、これはいけない、変えるべきだ、こう言ひましたけれども、それは別段の規定がない、土木部に置いてあるのは慣例だ、こう

寄せが人件費に來るとしても、それには教育職員でなくてはならない。教育職員として、私は必ず一般職員にしろ寄せがなくてはならない。あつて首切りが来るということはない。上げておりません。教育職員と一般職員と比べてみた場合に、教育職員はいろいろな点において地位が確保されておるのだから、この再建団体になつたがために当然行政整理が行われることはないといふことを申し上げたので、さればといつて必ず一般職員に來るかといふと、そういうことは私は申し上げないものであります。これはしばしば申し上げておるのであります。が、団体の内容によりまして違ふのであります。して、赤字の原因等をよく探究いたしませんと、人員の整理でもつて節約するの、事業費で節約するの、ということがあります。それは各個々の団体にまかしておるわけでありまして、して、この点は誤解のないように申し上げておきます。

それから事務局の職員と長の職員との兼任の場合に不都合が起るじゃないかといふことは、前会に加賀田さんのお御質問になつたときにも引用されたのであります。ごもっともと思うのであります。あるいはごくまれな例として事務局の職員と長との間に待遇問題等において紛糾が起つて、板ばさみになつて困ることが起り得るかもしれないのでありますけれども、そういう場合がかりにあつたとしてもきわめてまれな場合であります。大体において事務を簡素合理化いたしまして経費の節約をするといふことが要請されてゐる場合でありますから、全体の問題としましてはやはりこういう程度の法規は

必要ではないか。つまり兼任を認めることは必要でないか、こう考えるのであります。かりに加賀田さんのおっしゃるようなことが起つても、例外のために経費の節約ができないというようなことは、これは最も避けなければならぬのではないか。機構を簡素化して、できるだけ経費を節約して赤字の再建をやりたい、こういう趣旨からいつてこういう規定を設けたわけであります。

○小林(興)政府委員 相生市の問題につきましてお尋ねがございました。実はお話しした通り市長に来てもらいまして調査課の方で事情を調査したのであります。ただ何分にも短時間で精細な資料等がありませんので、こまかいことは申し上げられませんが、大体今お話しになりました人件費二割削減という問題を中心にして事情を聞きましましたところ、相生市は小さい市であります。現在九千をこえる赤字を持つております。この赤字再建のために市当局が自主的な再建計画を立てようとしておるのであります。それで、過般財政再建特別市条例というものを議会に提出して成立を見たのであります。その際に人件費を二割減らすという趣旨の条例案を提出したようでございます。ところが議会でその規定が修正されました。極力節減するという趣旨になったようでございます。その後市長の再建計画を聞きまして、自主的な再建計画を立ててなるのはけっこうですが、大体九千万円の赤字を今年から始めて七年間くらいで再建しようという計画のようでありまして、考え方が、初年度にやわしわが寄り過ぎておるといふふうに見受けら

れまして、その結果、そのしわ寄せが今の人件費二割という問題に結びついたりして見受けられるのであります。それで調査課の方でもお話を聞きまして結果、やや計画の立て方に無理があるのじゃないか、そういうことで初年度に特にしわ寄せし過ぎるということに無理があるというのを市長に注意をいたしまして、無理のないように計画をしたらどうかという趣旨のことを助言を与えておいたそうでございます。市長におきましてそれに基きましてさらに検討されることと思われるのであります。以上概略であります。お答え申し上げます。

○西村(力)委員 大臣は兼務をさせても大丈夫問題は起らない、こういうお考えでございますが、しかし兼務をさせる人、たとえば教育委員会なら教育委員会の相当のポストの方に兼務をさせるということも、だれが命令するかといえはこれは長が命令するわけであります。もし委員会の意向に沿わないような動きをしたという場合でも、これは長が任命するのだから委員会自体には任免の権限がない、これはもう首の切りようがない、こういうこととに相なつて参りまして、これはほんとうに困つたことである。これはもう長が任命してきて委員会自体が拒否することができるとするならば、それならば委員会自体のその意向というものも尊重させるだけの圧力を持つたろうとは思ふのですけれども、それができないのじゃないか。何べんやめてもらつても、それでも長がまた自分のいい者をやつていくというようになつたら、これはとてももう独立の立場を持つ勤務を望むことは不可能であ

る、かように考えざるを得ないわけなのであります。そういう場合に独立の性格に忠実に勤務する職員たらしめるためには、兼務をやつた場合、そういう場合にできるようなものには、この任命というものは長自体が任命するのではなくて、これは兼務をさせる場合には別個にする、ほんとうは兼務させないようにするのがいい。そのところは一体大臣のお考えはどんな考へでございますか。

○後藤政府委員 条文の書き方が非常にまずかつたかもしれないが、任免権自体はやはり教育委員会の場合には委員会にあるのでございます。条文の書き方がちよつとまずかつたのでござい

ますが、任免権というものは、たとえば教育委員会の場合には長が任免するのであります。兼務を命ずるのではなくて、向うの兼務はやはり教育委員会自体がやるのであります。

○西村(力)委員 しかし責任をもつて出してきた政府側がこういう答弁をするというのには僕は受け取れないのであります。第十條の第二項には「財政再建団体の長は」とはつきり出ているわけでしょう。それが兼務させることができる、あるいは所掌事務に従事させることができる、こういう場合に兼務させているのでしよう。あくまでもそれ兼務させるあるいは事務所掌させる当事者は自治団体の長なのです。それで、教育委員会が任命することができるといふことはどこにも見出せない。

○後藤政府委員 今私が申し上げましたように、書き方が悪いのでありまして、「財政再建団体の長は、地方自治法第百八十條の三の規定にかかわらず、

財政再建計画で定めるところにより、」こういうふうに讀んでいくのでありまして、兼務することを承認することができるといふこと、そういうことでありまして、発令をするのは、やはりそれぞれの権限のありますところが発令をするという意味であります。

○西村(力)委員 財政再建計画というのは、先ほどから言われておるようにならざる規定をするというようになるとなつてございまして、その計画の中には、各独立した委員会とかあるいは議会の職員の任命権を確保するものである、こういうふうなところまでその再建計画にはやはり書くわけですか。そうすると先ほど言われた再建計画は大ざっぱなものだからそういうことはこまかくは規定しないのだというふうな答弁は矛盾するといふか、こういうふうな場合に考えざるを得ない。この条文のままですとこれは確かに知事なりあるいは市町村長なりが任命する、こういう場合に任命するを得ない。大臣の答弁をずっとお聞きして

おりますと、まことに将来の問題については確信を持って不都合なことは絶対に起きないような場合に言われておりますけれども、一体その今見せておられる顔というのは、法案が通つたら夜叉に変わるのではないか。(笑聲)こういうふうな危ないところがたくさん出

て、こまかくは規定しないわけなんです。今般女のごとく、仏のごとく説明されて、予言者のごとくばちちとくまいことを言われておりますけれども、実に危険そのものである。この条文は後藤財政部長がどんなうまいこ

とを言つたつて、私には任命権がその委員会なり議会にあるという場合にはとうてい説めないので。どういふ場合にして説めとおっしゃるのですか。

○後藤政府委員 自治法の百八十條三の規定は委員会から申し出があつた場合に兼務させたり従事させたりすることができるといふ規定であります。その規定のまねをしてここに入れたのであります。委員会のところを削つて、自治法の規定にかかわらず、財政再建計画の定めるところにより、こういうふうにしたのであります。現在申し出がなければできないのであります。委員会側の申し出があれば自治法の百八十條の三によつてできるのであります。私どもには再建計画の基本方針というのがある。再建計画を定めようとするためには基本方針の中

で、たとえば事務局等の組織簡素化をやる、その方法をどういふふうにする、というふうにきめたといふと、その計画に従つて兼務を言いつけるわけでありまして、そういう場合にはこういう規定を置かなければならない。百八十條の三では説めない、こういう意味でこういう新しい規定を入れたわけでありまして。

○西村(力)委員 百八十條三の御説明、まことに私の知らないことで啓発されました。しかしその規定の云々にかかわらず兼務させることができる、といつたらあくまでもイニシアチブは再建団体の長にある。それで、それから申し出があつたとなつたら兼務させることができる。それが先行しているのです。それでは教育委員会とか何とか委員会が任命権を持つたと言

第一類第二号 地方行政委員会議録第四十五号 昭和三十年七月二十日

一七

つたて、そんなものは意味がない。そんなことは理屈が立たぬじやないですか。

○小林(興)政府委員 ちよつと自治法に關係がありますので、私の考えだけを申し上げさせていただきます。確かに今お申し出のような疑念があるようでありまして、これは百八十条の三の規定を排除したところからありまして、百八十条の三の規定は、御承知の通り、地方公共団体の長は他の委員会の申し出があるときは自分の職員を兼ねさせる云々のことができる。要するに自分の職員の問題でありますから長が認めなくてはこれではできないのであります。だから自分の職員を使つておる側として、自分の職員を他の委員会に兼ねさせることができるということに百八十条の三で認められてあります。

○西村(力)委員 小林行政部長の法解釈は、町村合併に伴う議員の身分の問題、あれが条件付採用になるという解釈をとつたことによつて、その権威と信用とがいかほどあるかということに私はまことに疑わざるを得ないわけなのであります。任免権はやはり形式的には委員会なり議会にあるでしょう。しかしそれは辞令面だけのことであつて、こういう条件をつけたならば、これは押しつけられて仕方なく任命します、こういうて辞令を出し、それでおれは任免権がある、こういうふうにする以外はない、要は財政再建のために人員を縮減する、それをやろうとするのは再建団体の長なのです。長の意向が先行して、押しつけられるということにはまづいてはいるのです。これは明らかに押しつけなのです。形式として判こ、命令だけは委員会の委員長なり議会の議長なりがやつておるだけですから、任免権はおれにあるなんて、それはど議論や教育委員長がおめでたくはできてないだらう、私はそう思うのです。そのところはどうかです。

○小林(興)政府委員 それはその通りの点がありまして、具体的任免は委員会であることは間違いないのであります。その押しつける押しつけぬの問題は、これは財政再建計画でその趣

旨を定める、たとえば委員会での兼任を認めるなら認めるとして、どの範囲で認めるか、先ほどのいろいろ議論がありました。全員認めるということにはほとんど考えられぬのであつて、そのうちの幾らかを認める、こういう趣旨があれば、その趣旨に従つて何人かについては兼任をするという建前になるのであります。具体的的人選の問題になれば、当然任免権者が自分の責任と判断でこれを決定する、こういうことに相なると思ひます。

○西村(力)委員 そういう場合に形式的に任免権を持つておつたて、押しつけられるというのでは、これは何も任免権を持つたことにならない。皆さんお役人も長いことなされておる、大臣もまた大臣になられて、官僚の一番大きい握り方というものは人事権を持つことだ、そういうことはもう十分おわかりだと思ひます。ところがこの点について何も権限を持たずに、押しつけられたのをただへいへいとめくら判を押して、おれが任免権があるなんていうものはない、任免権というものは、結局その議会なりあるいは委員会なりの独自性というか、そういうものが完全に失われてくるであらう、こういう場合に私は考えざるを得ないわけなのです。一番大事な人事権を離して、どうしてその独立性を保ち得るか、自治庁の財政部長がどこか別のところから任命されて、大臣はおれが任命したんだということとはとても言えないでしょう。やはりそういうような点も十分考へてもらいたい。この条文ではどんなことを言うてもそういう状態

にならざるを得ない、こう思うのです。が、大臣の御所見を一つ伺いたい。

○川島國務大臣 いろいろ御疑念はあるけれども、大休長と委員会と議会とどこも対立していくのだという考え方は行きますと、なかなか割り切れないのであります。先ほども申し上げたのでありますけれども、何としても赤字団体で苦しんでおるから、長も議会もまた行政委員会も全く従来とは考えを變えて、一緒に協力を整へなければ、どうして赤字の克服はできません。事務局員の任免にいたしましては、長と委員会との円満な話し合いでやるべきものであります。お互いに押しつけっこしたり職権を振り回してやるようでは全体の赤字克服ということはどうしてできないのであります。私はそういうことはどうして想像できません。赤字の最も激しい地方団体におきましては、どうして赤字を克服しようかというところに關係者いずれも苦慮しておるであらうから、できるならば事務機構を簡素化して、できるだけ経費を節約しようと思ひ、これは当然であります。どこまでも話し合ひでやつていただくことは、私は政治的に期待をいたしておるわけであり

ます。

○西村(力)委員 だからそういう場合に對立と言われないにしても、独自性というものは高度に尊重されて、この法律でもやはりそういう尊重は通さなければいけません。今の御意見ですと、その独自性というものは全然没却された立場においていかなければならないということになる。それは財政再

建計画の遂行の責任者、それをやろうとするのは長なんです、長の意思によつてすべてが左右されてくるのであつて、それぞれの独自性というものは全然没却されてくる。これは協力する、話し合ひでいうても、最も大きく尊重されてくるのは長の権限ということになつてきて、その他のものは全然尊重されない、こういう考え方では法律は作られておる、こういうことにならざるを得ないわけなんです。そうしますと、先ほど申しました協力が整わな

い場合の責任はやはり長の側ではなくて他の機関、協議に應じなかつた、まづまづなかつたという責任はそつちの方にかぶつてくる。全部そういう方向で貫かれていくわけなんです。それで長官のような場合に善意をもつて協力して話し合ひですべてをまとめていくのだというけれども、独自性というものをかすかでも持とうとするならば、やはりそこには意見の不一致ということはある。第八条における協議がまとまらない場合があるということが考えられるのであります。今の大臣の御答弁ですと、結局すべて長の計画遂行の方向に協力して有無を言わさずやらざるを得ないのだということに相なるだらうと思ひます。確かにその通りでございますが、やはり協議をやつてそれがととのわぬ責任は教育委員会とか労働委員会とかそういうところにある、協力しない責任はそつちにある、こういう場合に財政部長かどうか、もう一度大臣でも財政部長でもどちらでもけつこうですが伺いたい。

○川島國務大臣 事務局の独立性は決して阻害してはいないのであります、

この条文にも議会の議長もしくは委員等々の命を受けて事務局の所管する事務に従事させる、こう書いてあります。この点において事務局の独立性は尊重しているわけであり、ただ身分が長の所屬になつていますが、仕事に關する限りは議會なり委員會なりの命令を受けてやるのでありますから、独立性は十分保持することができよう。この規定がなつておるわけであり

○西村(力)委員 先ほどから何べんも言つておりますが、もしその者が命を受けてそれを忠実にやらない場合に首を切れるのか切れないのか、これははつきりと切れやしないです。この状態で切つてみたつて、また新しい側の同じ人がそこやつてくるに違ひない。それだから命を受けてといったつて、これはもう意味がないのであります。この通り大臣の言われるように独立性を保持するということが不可能になつてくる、私はこういう見解を持たざるを得ないのであります。

○川島國務大臣 議會なり委員會なりの職に勤務した者が、不注意で議長の命令なり委員會の命令を聞かぬ場合には、これを長に返せばいいのであつて、そこが話し合ひだと私は申し上げておるのであります。首切る権限はなくて、これを返せばそれでいいので、人を入れかえればいいのでありまして、制度としては私はこれでよろしいと思ひます。具体的問題としてあなたの御心配のようなことが起つた場合には、議會にしても委員會にしてもこの人間を受け入れないで、長の方へ返還するという処置は幾らでもできるのではありませんか。良心的に善意を持つ

てもお互いに話し合つてやりたい、こ

○西村(力)委員 返還しましても、長が兼務をさせる場合の主導権を持つては話し合ひから、返還を受けて、それは話し合ひによつて返還はよろしいといふ場合には、議會をこの計画に協力させ、また自分の考え通りに事務を適當にはじく人間はだれをやつたら一番いいか、こういうことを考える。極端な例でいいますと、さきに言いましたように、たとえば県の庶務課なら庶務課で財政を預かつてばちややつて

○川島國務大臣 どうも西村さんのお話は、長と議會なり委員會なりが全く対立關係——対立というよりもむしろ抗争しておるような状態を想定していろいろ御議論になるのですが、私はそれは考えないのであります。お互い協力してやる態勢にならなければ赤字解消はできないといふことを考えておるのであります。きつめてまれば赤字解消を想定していろいろ御議論になるのでありますけれども、私は全体的に見てそれは考えられないのであります。それから首切ることばかりお話がありま

○西村(力)委員 大臣はすいぶん弱氣なようです。たとい首切られぬにしても、左遷とか右遷とか、そういうようなことはお役人さんにとつては非常に重大なる脅威なのであります。やはり首の根っこを押さえるといふことは一にらみ、これは一ころなものです。そういう工合に私は考えるのです。それでもしそういう工合に對立といふことは全然考えられないと言ふならば、これは財政再建整備の方向に、責任者である地方公共団体の長の方向にすべてが協力する、有無を言わぬといふことになる。有無を言わぬといふこと

に於いては、長と議會なり委員會なりが全く対立關係——対立というよりもむしろ抗争しておるような状態を想定していろいろ御議論になるのですが、私はそれは考えないのであります。お互い協力してやる態勢にならなければ赤字解消はできないといふことを考えておる

○川島國務大臣 どうも西村さんのお話は、長と議會なり委員會なりが全く対立關係——対立というよりもむしろ抗争しておるような状態を想定していろいろ御議論になるのですが、私はそれは考えないのであります。お互い協力してやる態勢にならなければ赤字解消はできないといふことを考えておる

○西村(力)委員 大臣はすいぶん弱氣なようです。たとい首切られぬにしても、左遷とか右遷とか、そういうようなことはお役人さんにとつては非常に重大なる脅威なのであります。やはり首の根っこを押さえるといふことは一にらみ、これは一ころなものです。そういう工合に私は考えるのです。それでもしそういう工合に對立といふことは全然考えられないと言ふならば、これは財政再建整備の方向に、責任者である地方公共団体の長の方向にすべてが協力する、有無を言わぬといふことになる。有無を言わぬといふこと

○川島國務大臣 私の申し上げたのは再建計画を實行するためには長も議會も行政委員會も一体となつて協力態勢を作つてもらいたいといふことを申し上げたのであります。十一條は再建計画を作る以前の問題でございまして、再建計画の可否については根本問題であります。この根本問題について長と議會が意見が違つたときにはどういう処置をとるといふことを書いたものであります。西村さんが長く御議論になつたことは再建計画実施の点でありますから、ああいうことを御答申申し上げたわけでありまして。

○北山委員 上手な答弁のようではな

○北山委員 上手な答弁のようではな

○北山委員 上手な答弁のようではな

○北山委員 上手な答弁のようではな

○北山委員 上手な答弁のようではな

○北山委員 上手な答弁のようではな

○北山委員 上手な答弁のようではな

○北山委員 上手な答弁のようではな

か。長や議会あるいは委員会がその再建計画の執行については仲よくやれといつても、きまるときには一方的に、あるいは対立的な関係において決定さしておいて、あとは円満に行けというのはどういふことなのです。西村君の置聞の心配がそこに生じてくるわけなのであります。

○西村(力)委員　大臣はそういうことを言いますけれども、この十一條の四項はどうなるのでありますか。自治庁長官の承認を得た財政再建計画の達成ができなくなると認められる議決をしたとき、これは再建計画がちゃんとできてその達成に向つて進行中にこういう議決をした場合、こうあるのです。再建計画を樹立する場合に十條有一条があるのだなどということは、これは責任ある提案者の大臣の答弁としては私は少し輕率ではないかと思つてあります。

○川島國務大臣 再建計画という根本問題について争いがあったときには、こういう方法で解決する以外に仕方がないのであります。先ほど申し上げたことは、再建計画を実行する部分的、事務的の仕事でありますから、それについて互いに協力してもらいたい、こういうことを繰り返して申し上げておるわけであります。再建計画そのものの根本につきましては、意見が対立した場合はこれは何らかの処置しなければなりませんから、十一條の相定を作ったわけで、けんかするときは大いにけんかして、あと仲よくやる、う、こういう意味であります。

○西村(力)委員　そう言いますけれども、第三号を見ますと、これは「財政再建計画の変更に関する議案を否決し

たとき。これは再建計画を再度新しく立てるということになりますけれども、四はまことに漠として「財政再建計画の達成ができなくなる」と認められる議決をしたとき。こういうようなことだったら、これは再建計画の再度

の樹立ではなくして、計画を遂行するときに少しでもじやまがあった場合と
いうことであるから、意思というものはいついかなる場合でも、再建途上においても、全然それは認められなくなるのだ、第十一条ははつきりそういう工合に規定しておる、こう申さざるを得ないわけなんです。だからいろいろ大臣はその場限りみたいな答弁を盛んになさいますが、もう少し提案者としての責任ある答弁をぜひ願いたい。どうです。第四項もこれはやはり再建計画の再度立案というような——第十一条の四項ですね、それがそういう条項なんでございますか、いかがでござい
ますか。

○川島國務大臣 第十條第二項の問題は、事務の執行に關する問題を先ほどから質疑応答しておったわけなんです。第十一條は再建計畫の根本に關する問題でありまして、これがくずれたら再建計畫はできないのでありますから、そのときには、長と議會と意見が對立すればこういう処置をとらう、こういうことにしたのであります。十條と十一條とは全く違つた場合を規定しているわけでありますから、私はこれで差しつかえない、かように考えております。

官の賢明な構想に基いて再建法案というようなものをお立てになったら、われわれが疑問だらけに思っているこのような法案がでけないで、もつとりつような法案ができたのじゃないかなどと思っているわけです。

私は第八条の問題について、さつき北山さんから御質疑があった点で、ちょっと気になることがありましたので、財政部長あたりにお聞きしたいのです。だいたい時間もたつて気がいらいらして参りますから、なるだけ小さい声で申し上げたいと思います。さつき財政部長が第八条の北山さんの質問に対して、あらかじめ当該財政再建団体の長に協議しなければならぬ、その協

議がまとまらなかったときには云々と、こういう答弁があつたはずであります。それが実は本日の午前中の文藝委員会との合同審査において、長官からるる答弁のあつたことなどと考え合せまして非常に氣になつたので、一、二点お聞きしたいのです。第八条に、「財政再建計画の達成のため必要な予

算の執行その他政令で指定する事項」と、こうありますが、「財政再建計画」の達成のため必要な予算の執行、これは初めの法律でですから非常にばく然としているのかもしれませんが、これにどういふような具体的な構想があるのかというのが一つのお尋ねなんです。それから「政令で指定する事項」というのは、一体どういうことが想定されているのか。これがさつき部長の答弁と関係いたしましたので、私非常に気にかかつて参りましたので、まず初めに、この二点を分けてはつきり詳しくと財政部長から御説明願いたい。

○後藤政府委員 第一点の「財政再建

計画の達成のため必要な「予算」。これは財政再建計画に定めましたがものに基きまして予算ができておるわけであります。その予算を基礎にして予算の執行をする、こういう意味であります。それから「その他政令で指定する事項」というのは、これは申しましたように支出負担行為に該当するものでありまして、たとえば学校の新設でありますとか、予算外の義務負担を伴う契約の締結でありますとか、そのほか職員の任命、昇給昇格等に対する一般的な方針を定めてこれを通達で流すというような場合には、長の方に協議してもらいたい、こういう意味でございます。

○川村(建)委員 その執行については、
 らかじめ団体の長に協議する、ところが
 が協議してまともなまじいのですけれ
 ども、協議してまともになかった場合
 には、いわゆる教育委員会が自分の権
 限に基いて執行してよろしい、こうい
 う御答弁があったと思いますが、その
 点は間違いないかったですか。

○後藤政府委員 協議でありますから、話し合いをいたしまして、両者共に寄つてまゝと思つております。またまゝとるように努力すべきだと思います。どうしてもまゝとまらなかつたときにはどうするかという御質問でもりましたので、まゝとまらなかつたら、やはり執行の権限のあるものが執行するということを私は申し上げたのであります。

○川村(継)委員 具体的に次のような例でお聞きしたいと思ひます。財政局再建計画に基づく予算ができて、それによつた説明をしておられましたよ。それに、大まかな基本的な大綱であると認

明しおられますが、地方団体の予算は、これに基いて一年間なら一年間の予算が編成されることになりました。そうすると、たとえば来年度昭和三十一年度の予算が、この計画に基いてある赤字状態が予算を編成したところから予算は赤字の状態であります。いって再建

生きているのであります。いかにも生きているといへば、當初作った予算そのまゝを一年間押しつけて身動きできないようにして執行していくというふうなことはあり得ないと思うのです。やはりこれは必要に応じて年次途中において更正予算を組むというふうなことど許されるはずで、またそういうことが起ると思う。その予算の更正にいてはあるいは消費的経費に手をつける場合もありましようし、經常的なものに手をつける場合もあると思うのです。そのときに起る事態を考えてみて、初め計画いたした予算を執行しようと思つておるけれども、更正予算を組まなければならぬような事態がやつた。今までは甲の委員会に対しては、それだけの項目別の予算があつた。ま

(委員長退席、加賀田委員長代理
着席)

○後藤政府委員 私どもの考えておりますことは、そういう場合も入るかもしれないが、再建計画と申しますものは、裏返してみますとこれは起債の償還計画であります。起債の償還計画で、半年度で申しますと黒字を幾ら出すか、とんとんにするか、こういう計画になるのであります。そういう計画達成のために、それを基礎にしたところの予算編成、つまりそういうふうな再建計画に盛り込んでおられるの経費の予算の執行、そういうものにつきましては一々協議してもらいたい、こういうわけでありまして、なぜそういうことを言うかと申しますと、予算の執行ばかりではないのであります。往々にして予算を早食いしてしまふことがあるのであります。たとえば非常に極端な例かもしれませんが、一斉昇給というものをやります。一斉昇給でなくとも、でこぼこ調整という名前において地方の職員の給与を勝手にやる場合があります。これは現にあるのであります。そういうことによつて予算を早く食つて執行をどんどんやつてしまふ。つまり四半期別に分けて予算を出してありますが、それを早くどんどんやりまして、あと第四・四半期になると予算がなくなつてしまふ、ところが教育関係なら教育関係で申しますと、義務的な経費でありますから、どうしても追加しなければならぬ。こういう事例が起つてくるのであります。そういうことのないようにやはり予算の執行につきましては、これは四半期ごとにやることになりませんが、その都度長の方とよく相談して予算の執行をしてもらいたい、こういうことを私たちは期待しておるのであります。

○川村(維)委員 今財政部長が説明してくれましたようなこともあり得ると思います。しかし私がさつき申し上げたようなことも当然起り得ると思ひます。そういうことは考えて間違ひないと思ひます。ところが今財政部長の説明でちよつと納得いかない点は、財政部長はちよつと上の方を考へられ、もつと下のことが考へられる。「委員会及び委員並びに委員会の管理に属する機関は、その所掌事項のうち」とこうありますので、非常にこまかなところこの執行が動いておる、それを長と協議しなければならぬ、こういう点が書かれておりますので、私は財政部長が言つたようなことも、また予算更正等において私がさつき申し上げたようなことも、いろいろな事態が起ると思ひます。それはそういうふうな解釈して差しつかえないと思ひますがどうでしょう。

○後藤政府委員 法文の書き方はさうであります。これはつまり議院とか教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会、地方労働委員会、収用委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員、こういういろいろな機関があります。その機関をまとめて法律で書きますとこういうことになるのであります。従つてそこまかいものではなくてやはりわれわれが普通に行政委員会と称しておる類のものでございます。

○川村(維)委員 要するに執行について長に協議するということの問題、あるいは予算の更正等に當つてそういう事態が起るということは考へられる事と思ひます。その場合たとえば財政部長が例をあげましたようなことから考へましても、一つの当初予算が組まれてそれを早く給与なら給与に食つてしまふ、ところがあと追加の必要が起つてくる場合に、これを忠実にやるうとするものはおそろく事前にそういう執行について打ち合せが済んでおりますので、今までのようにそういう事態は考へられないと思ひますが、私が心配するのは更正予算等をやる場合に甲乙二つのそういう委員会なら委員会があつたときには、どうしてもこちらの方にもう少し予算を追加しなければならぬという事態が起る、ところが再建団体においては一つのワケがきまつておる、これは動かかせないと仮定するわけです。そうするとこちらの乙なら乙の委員会の何かの費用を削つてこちらへ持つてこなければならぬというやうな場合もあると思ひます。そういう場合にこの割られる方の、たとえば教育委員会なら教育委員会の方がいいや、こつた場合結局またそれも一つの話し合いになる、協議が持たれる——協議はやらぬでいいのでしょうか。

○後藤政府委員 私はきまつた予算の執行のことだと思つたのであります。執行のことだと思つたような場合は予算の問題でありまして、そういうふうにするかしないかという問題は議會できめなければなりません。ここに書いてありますのは、議會できまつたものの執行をする場合の問題なんであります。おっしゃいますやうな場合は議會でまずきめなければならぬ、その場合に再建計画の変更を要するかどうかという問題は、私は関係があると思ひます。再建計画の変更をかりに要しないといつたとしても、その間いろいろ他の問題もあると思ひます。かりにそういうふうになつた場合には、やはりこの条文によつて予算の執行について協議をする、こういうふうになると思ひます。

○川村(維)委員 私が尋ねておることと言葉が悪いかもしれませんが、そういうやうな場合を想定してみたと、今財政部長は議會がきめるとおっしゃいましたね、これはむしろさうだらうと思ひます。ところが議會できめる前です、實際問題として財政部長こういう場合を考へていただけませんか。私がさつき言つたように、一応財政計画、再建計画に基いて当初予算ができた、ところが何か途中の事情によつて私が申し上げたやうな事態が起る、そのときに修正するとか是正するとか、そういう費用変更等の事態が出てくる、そういうことがあると思ひます。それは絶対に許さないとはいへませんでしよう。もちろん大きな財政計画の根本問題に觸れるやうなことがあつたら、また長官に願ひ出て許しを得なければならぬという事態も起りましようが、そこまで行く必要がなくて、つまりそれぞれの委員会なら委員会の持つておる予算の範囲内でお互に更正される、修正されるという場合に、その修正をしたり更生をしたりする余裕があれば、追加をしたりするやうな場合には、やはり委員会として——教育委員会なら教育委員会は知事なら知事と協議をする、そういうことは議會に出す前になされるわけでしょう。

○後藤政府委員 二つの場合がありまして、予算を出す前の問題というのは問題にならぬのであります。予算を出す前という問題は問題にならなくて、この条文は予算を執行するのでありますから、予算がない場合には予算の配付ができないのであります。従つて執行の問題は起らないのであります。しかしすでに配付になつておる予算の中で、今度は費目の変更をするということとは、これは流用できるかどうかという問題になつてきます。ところが教育委員会の予算と警察の予算とは款項目は全部違います。従ひまして彼等の流用は全然できません。しかし教育予算の中で多少の流用というのはあり得るかもしれません。その場合の教育委員会の中の多少の流用というのは、やはり予算の執行ということになつて協議を要すると私は考へます。

○川村(維)委員 私の尋ねておる言葉がちよつと悪かつたかもしれません。一応それはこの問題に關係ないと私は考へておらなかつたのです。直接部長が言つておるやうな観点から、違つておれば、もう少しお聞きしたいのです。では今教育委員会の問題を一つ考へた場合に、教育委員会の中でいろいろの予算項目がある、その場合にこういう事態が結局考へられますね。今某県で初めに職員の一入当りの旅費を四千元と組んであります。ところが何かの事態によつてそれではやつていけないとなつた、そこでこれを三千元なら三千元にどうしても削減しなければならぬやうな面が予算執行上出てきた、そういう場合に、おそろく委員会として初めから長に協議をしないでしょう。おそろくそういう事態は長から委員会に対して協議があると思ひ、話し合いがあると思ひ、その場合に

委員会がそれはいやだ、こう言ったような場合、協議をしてとのわなかつた最悪の場合に、おれは初め四千円ちやんともらったのだから、いかなる事態が起きてもそれでやっていく、これは非常に悪い考え方なのですけれど、そういうことが起り得ることも想像できる。話が不調に終わった、そういう場合、教育委員会は委員会の権限でやっていけると部長はお考えですか。

○後藤政府委員 その場合にはおそれなく予算の更正という問題が一つ起ってくるのじゃないか、非常に大きな予算でありますから、予算更正をするかしないか、県会を開いてきめる、それができない場合に実行予算でやっていくという場合があると思ひます。これがお尋ねの場合だと思ひます。実行予算でやっていく場合もやはり四半期ごとに予算を執行して参りますから、その場合もやはり協議をしてもらいたい、その場合に長としては他の部局との関係がありますから、できるだけ努力をいたしまして、協議がととのうようにする、どうしてもとのわなない場合にどうするかという問題になります、先ほど私がお答えいたしましたように、それはやむを得ぬという結果になるかもしれないということを申し上げるわけがあります。

○川村(總)委員 こういうことがあつてはなりませんけれども、しかし実際問題としてわれわれが知つてゐる範囲で、各県にそういう事態は、こういう法律がなくとも、今までよく行われております事例なんです。そういう場合に、いやだといつて実行してもやむを得ないということになりました、実際はやれない。現金を出してくれな

れば、予算の執行権があつてもやつていけないといつたようなことは、結局われわれが一番心配するような知事が教育委員会の予算執行に対して干渉するという結果になるのじゃないですか。

○後藤政府委員 そういう場合に干渉という言葉がいかどうか、私は干渉ではなくて、協力を得られなかつたということではないかと思ひます。協力してもらふかどうかという問題でありまして、干渉とはちよつと言えないのじゃないかと思ひます。

○川村(總)委員 今私は非常に卑近な例で言つたので財政部長の胸にびんと来ないと思うのですが、そういうような事態がより以上に起きてくる。そうすると、きよ午前中に文教委員会との合同審査においていろいろ各委員から教育委員会等を中心にして長官に質疑があつた、そのときに長官はそういうことは絶対ない、また法案にはそういうことはない、こう言つておられましたけれども、この第八條というものは、私が今お尋ねしているように、例は非常に不適当な例であつたかもしれせんけれども、結局これは拡大解釈されて知事、いわゆる首長の権限が教育委員会なら教育委員会の持つてゐる独自の権限の中に大きく入り込んでくるというようなことになるおそれがあるのじゃないかと思ひます、それについて長官のお考えを聞かしていただきたいと思ひます。

○川島國務大臣 先ほど来川村さんと財政部長との質疑応答をよく聞いておつたのですが、もともとの第八條の規定はお互いに協議しよう、こういうことなでありまして、協議がととのわなない場合には執行権を持つてゐるものが予算の執行に當ろう、こういうことなでありまして、この規定があるために長が行政委員会の方へだんだん入り込んでくるというようなことは私も多しとして想像しておらぬのでありまして、またそういうことはすべきではない、かように考へております。

○川村(總)委員 長官のお気持はよくわかります。きよ午前の文教委員会との合同審査の場合に各委員からいろいろ疑点になるような点をあげて長官に質疑をし、長官としてもいろいろお答え下さつたわけでありまして、がしかし、第八條においてきよ財政部長が協議した場合に、最悪のときにそういうことがあつてはなりませんけれども、ととのわなない場合には委員会の権限で執行してよろしいというような解釈が出た、だから私ははつと思つて驚いたのです。かりに財政部長がそう解釈されても実際問題としては私はやれないと思ひます。この法案はそういうやうないろいろのおそれを持つております、前の第二條とか第三條とかも関連があると考へられますので、教育委員会が持つてゐる執行権、これは独立しておりますが、そういうやうな権限に対して大幅に知事なら知事の、干渉と言つた言葉が悪いかもしれせん、財政部長はあまり賛成でないやうでありますけれども、押えつて申しますか、とにかくそういうやうな力がぐんぐん加わつていく結果になります。大きなワクの財政計画というやつは一応きまつておりますから、そういう結果になります。長官は決して委員

の、予算の執行権というものに力が加わることはないというやうなことを言つておられました、が、実際問題としてはそういう結果になるのではない、か、実際問題としてはそういう結果にならないで、長官の力が大きく入り込んでくる余地を残してゐる。しかも財政計画の承認というものは自治庁長官がなさるのであります、さかのほつて考へると、長官の力が間接的に長を通じて入ってくるのじゃないか、そういうことまで考へられるのです。長官はそういうことではないと言つておられますけれども、そういう結果になります。そういうやうな心配を胸にばいせざるを得ない法文だ、こういうふうにお思ひます。くどいようでごさいますけれども、長官に一つだけだしたい。

○後藤政府委員 長官の前に私から一言申し上げます。私さつきも申し上げたのであります、協議にするか、同意にするか、意見を聞くにしろ、三つの方法が従来あるのであります。再建団体の長の同意を得なければならぬということになれば、これは非常に強くなるのであります。そうすると今おつしやるやうな懸念がないことはな

○川村(總)委員 長官の今おつしやつておられる気持はわかるわけなんです。昨日ですか一昨日ですか、長官は、委員会の問題を一つの例として私がお聞きした場合に、もちろん直接委員会の権限に干渉する考へは毛頭ない、間接的にもそういうことはない、こういう答弁をなさつておられます。長官のお気持はさうだと思ひます。ところがこの法文の内容から考へ、また現実の各地方団体あるいは長との関係等を考へると、今私がお尋ねしているやうな心配が出てくるわけです。このことはまたあとの法文にも関係する問題でありますから、今長官がおつしやつた言葉は、あるいはもつとあとでまたお聞きするかもしれませんが、一応そのまゝお聞きしておきたいと思ひます。

○北山委員 十一條までの間は二、三點残つた点がありますので、大急ぎで質問したいと思ひます。

まず第十條ですが、十條をひつくるめて、このやうな事務局等の組織の簡

素化ということとを再建計画の中に定めるように書いてありますが、こういうような計画を再建計画の中に入れるか入れないかということは、その団体の自由である、これは当然であろうと思ひますが、そう了解してよろしうございませうか。どうしても入れなければならぬという事項であるか、これは無理に入れなくてもいいというような事項であるか。

○後藤政府委員 これを入れるか入れないかはその団体で定めたいと思ひつております。これは自由であります。

○北山委員 それからその前の九条の二項ですが、府県の教育委員会が市町村教育委員会に対して再建のために必要と認める一般的な指示を与える、こういうことは直接財政再建上どういふう必要があるか、必ずしもこういうことをしなくともよいのじやないか。財政上には直接こういうふうな一般的な指示をやる必要もなからうと思ひますが、どういふ点において必要があるかという点を具体的に

お答えを願ひたい。

○後藤政府委員 九条の二であります。給与に関しては県の条例がありますが、市町村の教育委員会におきまして個々の教育職員を任命する場合に、そのどこにはめていくかということが問題なのであります。具体的に発令行為をどういふ方針でやるかということとは問題でありまして、必ずしも県の給与条例に合わない場合もあるものであります。従つてこういう場合にはこういう人は初任給は大体このくらいであるというふうな一般的指示をすること、県の条例に基づいて県の教育委員会はやはりなした方が、県内の各市町村

の発令行為がうまく行くというのが従来の例でありまして、従来こういうことはやつておるのであります。やつておりますが、別に法律的根拠がなくやつておりますので、従来やつておりましたのを法律的根拠を与えて指示をさせよう、こういうことでございませう。たまたまその府県によりまして、今私が申しましたように、勝手に初任給を多くしたり何かして、県の教育委員会としては、きまつたものは義務費でありますから、その給与の支払いをしなければならぬというので、全体的に見ますと、非常にアンバランスの給与水準ができていくというふうなことがあり得るものであります。

○北山委員 それから十一條であります。これは非常に重大な規定であります。先ほど来の長官のお話を聞いておりますと、財政再建団体がその再建計画というものをスムーズに運ぶためには、関係の機関がそれぞれ協力をしなればならぬ、お互いに話し合いで物事をやろう、こういう趣旨、こういう気持ちで答弁されておりますけれども、もしもそうであるならば、やはり再建計画をスタートする場合において、これが融和していかなければ、そのときに対立をしておつたのでは、その後の執行において融和する時期がないのじやないか。従つて、決定するときに対立してもよろしい、しかしその後

の執行については融和するのだという先ほどの長官の答弁は、まことに思つて矛盾した答弁ではないか、私は率直にそう思つたのであります。どうでありますか。やはり初めにけんかをしないで、計画を作るときに、できれば関係機関が納得して慎重にやる。長

い間の初めの第一歩ですから、そのときにみな了解し得るような形式をとることが一番大事である。むしろその後の執行については、初めお互いに了解した計画によつて進んだならば、これが円滑に行くのであつて、長官のお話は逆だと思ひます。そこで私は十一條に対して非常に疑問を持つておられます。一つ私の疑問に對してお答えを願ひたいと思ひます。

○川島國務大臣 もちろん再建計画を作るにつしましては、議会と長官が互いに融和して、完全な一致のもとに作ることを私は希望もし、期待もいたしておるわけでありませう。万一意見が対立した場合にどうするの、こういう問題が起るのではありません。昨日でしたか、確か門司さんの御質問だつたと思ひますが、こういうことは住民の意思を聞いてやるべきではないか、議会と長官だけできめないで、住民の意思を聞いてやる方がいいではないか、決定した後に公示するのは不都合ではないか、こういう御議論もありまして、これも一つの御議論だと私は承つたのであります。けれども、もしも赤字団体が再建計画を立てようとして長と議会の意思が一致しなかつた場合には、住民の意思を聞くということも必要だと思ひます。意見が一致して

いけば、しつて住民投票によつて住民の意思を聞く必要はないのであります。けれども、長と議会との間の意思が相反した場合に、一応住民の意向を聞く、これが必要ではないかと思ひます。これが十一條のいふ規定を設けた根本の考え方でありませう。

○北山委員 しかし、長い間この委員会でも再建計画の決定についてはその

団体の自主性を重んずるということと何回も言つておられる。その自主的な意思を決定するのには、やはり通常の議会なり長の関係において慎重な手続でもつて決定させるのが当然でなかろうか。こういうような規定をわざわざ置くということは、議会側の方で反対があるだろうということを初めから想定して、それに対しては解散権なりそういうものをもつてもう一か八か早くきめさせるといふ、むしろ長官の今までのお言葉とは相矛盾するような規定がここに載つておるので、私は、でき得るならば、この規定をはずして、あらためて出直していただきたいと思ひます。ですから再々長官の説明とこの法文の内容とは非常に矛盾しておるということを私了解するのでありますが、そう考へるのは間違ひでございませうか。

○川島國務大臣 長の意思と議会の意思とが互いに食い違ひまして、再建ができないというふうなことは避くべきことでありまして、その場合には一応住民の意思を聞く、それによつて決定しようとするのが、十一條を作りました精神なのであります。この程度の規定はほんとうに再建をやるには必要ではないか、こういうふうな考へるわけでありませう。

○北山委員 しかし赤字が出ておるといふことは、事柄の性質は単純なことなんです。これをどういふふうにしてやるかというところは、金の問題ですから、財源措置をしてくれるならば、一番簡単なんです。事柄の性質はそうめんどうくさい問題でない。できるならば借金でもすれば、もうこれで解決するのであります。赤字というところはその状

態としては重大だかもしれませんが、性質としては単純な問題でありますから、それについて住民の意思を問うなといふことは、手続としても私は行き過ぎじやないかと思ひます。住民の意思を問うてみたところで、どういふ結果が出てくるか。新しい長が出てきて、やはりこの規定でワクをはめられた再建計画をまた出さなければならぬ。同じような結果ではないか。かりにこの十一條によつて不信任の議決があつたものとみなして、その長が辞職したとするならば、新しい長が出てきても、その首長もやはり同じようなコースをたどらざるを得ない。別に新しい方法は生まれてこないでしよう。そういういたしますれば、選挙して、その長を取りかえるだけで、何も問題の解決にならない。そういうことを考へるならば、無意味な規定である、むしろ長官の御意思とは逆行する規定ではなからうか、こういうふうな言わざるを得ないのであります。いかがでございませうか。

○川島國務大臣 これは北山さんと私の意見の分れるところでありまして、御意見は相当理由のあることも考へるのであります。この点につきましては御意見としてつづしんで拝聴いたしておきます。

○北山委員 意見は分れてないようです。先ほどからの長官の御意思が、もしもほんとうの御意思であるとすれば、私と長官とは意見は分れてない。やはり再建計画を作ることとは慎重にして、その団体の自主的な決定でやらせるといふのでございませう。これは私大賛成です。ところがこの規定については、どうもその長官の意思と、また同

様に私の意思とも相反しているのではな
いか、こういうことですから、一つこの
十一條の評論について伺いたい。

○川島國務大臣 十一條の關係につい
て、北山さんと私の意見が食い違つて
おりますが、北山さんの言うこともご
もつともな点もありますから、御意見
として拝聴しておきます。こういうこ
とを御答弁として申し上げておるわけ
であります。

○北山委員 そういふふうに言われて
はしうがございせん。(笑声)と
ころで、この内容の中に議案について
否決をしたときとか何とかがいうことが
ありますが、修正議決をする場合もあ
るのではないかと、修正をして議会の方
で議決をしたというような場合にはど
ういうことになりますか。

○後藤政府委員 修正議決というのは
別にこの規定の問題ではなくしてあり
得ると私も考えております。

○北山委員 そうすると修正議決とい
うものを不信任の議決と認めるか認め
ないかということ、どういふところ
でわかりますか。

○後藤政府委員 議案が修正をした議
決を、理事者の方でそれに承認を与え
れば、それでいいのであります。別に
この不信任の問題は起つてこないとい
ふことは考えております。

○北山委員 大体終りたいと思いま
すが、先ほど申し上げたように、この規
定を適用して、再建關係の議決問題で
意見が分かれて、議案が否決になつた
と、そこで不信任だということ、解散
をする、新しい選挙をやり直す、新し
い議会が生まれてくる、そういう場合
とか、あるいは首長の方がひつ込んで
新しい首長が生まれてくる、そういう

場合に、この当該赤字団体の赤字再建
の方途に、何か新しい道がそこで生ま
れてくるわけですか。それとも、そう
いう場合でもこの団体の赤字再建の方
途については、別段大したプラスにも
ならないということだけは認めにな
りますか。

○後藤政府委員 私は、その団体自体
が計画を立ててくるのであります。さ
う、その団体の前の計画と變つた計画
が出てくる場合もあり得ると思いま
す。従つて新しい首長が新しい計画を
立てて、もう一度やはり議会にかけて
その承認を求める、こういう場合も考
えられますので、あとそのまゝの状態
が続くとは私は考えません。

○北山委員 先ほどの再建計画の内容
の問題であります。これはやはり私
は重大な問題だと思つてゐます。非常
に大ざっぱなお話でもあり、ある部分
たとえば第十條などを見ると非常にこ
まかい部分の内容を含んでおる計画の
ようにも見えます。だから、その再建計
画なるものの内容がどうなるかといふ
ことはどうもさっぱりつかめないとい
ふ。従つて私は自治庁の方でこの再建
計画の基本方針や何やら、そういう
ものに盛り込まれる大體のひな型といふ
事項、項目といふものがある程度お示
しにならないといけないのじやない
か。そうでないといふと来盛んに論議
した疑問がいつまでも残つてくるわけ
であります。ですから、その点は明ら
かにしていただきたいと思つてゐるわ
けです。また同時に、きょうは文部大
臣、それから警察庁長官との關係につ
いて意見を伺つたのであります。や
はり私は寂然としなないものがある。警
察庁長官はあれで引き下つていきまし

たけれども、あとで文句を言うかも知
れない良識を期待しておるのであり
ますが、どうもその点に割り切れない
ものがあるのであります。そこで明日で
もいいですから、事業官庁である、特
に關係の深い建設、農林、厚生等の大
臣に来ていただいて、この關係をや
り確かめておく必要があるもので、
委員長はその措置をおとりいただき
たいと思つます。

○加賀田委員長代理 承知いたしま
した。

○川島國務大臣 再建計画の内容につ
きましては數回お答えしたのであり
ますが、まず財政再建の基本方針とい
うものをきめてもらいます。そしてそ
の

一つは、財政再建の期間をきめること
であります。第二は、財政再建の実
方針として歳入の増収確保に關する
措置、それから次は歳出の抑制節減
に關する措置、次は組織の合理化、そ
の他財政再建の促進に關する措置、こ
ういふ大體の基本構想を作つてもら
ひまして、これに付随して地方に大むね
七カ年間の収支計画を作らせるのであ
りまして、元々この計画を作らせる目
的は七カ年間に再建債の元利償却をい
たしまして、七カ年後には全く赤字のな
い健全な財政状態にするといふことが
趣意なのであります。従ひまして、今
から五、六年から七カ年の事業を推定
して事業計画の中に織り込むことはで
きないのでありますから、きわめて大
まかに歳出についても歳入についても
書かせるだけであります。従ひまし
て、条文には補助金、負担金等を出す
場合には主管の省庁と協議をすること
になつておりますけれども、そういう
ことはごくまれな場合に限るのであり

まして、先ほども申し上げたのであり
ますが、たとえば愛知用水のような事
柄は、これは數年間にわたる事業であ
ります。幾年間に愛知県なり地元なり
が愛知用水を使われた費用を償還して
いくかといふようなことは、かりに愛
知県が再建団体になれば当然これは考
えなければならぬ事柄であります。さ
う、そういう点につきましては協議を
するのでありますけれども、大體再建
計画に盛り込まれた事柄は各省で協議
する内容ではないのであります。たと
え警察の問題につきましても、警察費
は幾らといふことは出ておらないので
ありますから、警察庁長官と私の方と
協議しようと思つてもそういう材料は
出てこないものであります。各省に対
してみなさうでありますから、各省との
問題について特に意見が違つておると
いふことはないのであります。この
点は完全に意見が一致しておるわけ
であります。

○北山委員 長官の詳細な御答弁であ
りますけれども、けさは文部大臣
は、やはり文部省の事務当局はそう考
えておらぬといふような発言があり
ました。それから先ほどの警察庁長官の
答弁もあと自治庁の良識に訴えてお
るのだといふようなものもあと味の悪
い答弁でありましたから、自治庁長官
の御答弁がさうであつても、私は關係
の官庁としてはまだいろいろそこに問
題があるかと思つてゐます。従つてやは
り關係大臣に来ていただきまして、そ
の点を確かめませんとあとでこたごた
が起るわけですね。こたごたが起ると政
府自体が困るんですよ。というのは、
再建計画をこの法律によつて各団体が
かりに出す、出した場合に、今度は自

治庁長官は、これはもう協議をする必
要がないといふところ、建設大臣や警
察庁長官は協議をしようといふ、そう
してこたごたしておれば承認が遲れて
しまふ。そのときには政府の醜態とい
ふことになる。従つてその間の關係は
明確にしておかなければならない。こ
れは政府としてのやはり當然の責任で
あらうかと思つます。

それからもう一つは、今度は適な場
合に、一應大臣はさうお認めになつて
もあとで關係大臣の方から、いやこ
ういふような明確な資料にしろとい
ふ、こういう資料を出してくれなけれ
ば、この三條の二のいわゆる補助金あ
るいは負担金がかかる事業に關係する
ものは再建計画で出すことになつて
いるんだから、協議してくれといふこ
とを要望された場合に、さうですかと
言つて今度はさういふ再建計画を出せ
といふことに今度はなつてきますと、先
ほど来の御答弁とは非常に食い違つて
くる結果になる。そこで私はこ
ういふ二つの疑念からいたしまして、この問
題についてははっきりしておかなければ
ならぬ、こ
ういふ意味でござい
ます。お言葉を信用しないわけではござい
ませんが、やはり關係官庁の方の言葉が
多少そこに食い違ひのニュアンスがあ
りますので、その点は確かめておきた
い、こ
ういふ意味でござい
ます。

○後藤政府委員 この問題につきま
しては前に申しましたがもう少し詳しく
申し上げます。これは実は次官會議に
別な案で出したのであります。これは
意見を求めるという關係で出したので
あります。次官會議で事業官庁の方
から問題が出てきまして、一應保留に
なりまして、さうしてもう一度建設、

農林と話し合いをいたしましてきめた線でありまして。その線をやはり各行に連絡をいたしまして、そしてもう一度案を作り直しまして、そしてそこに申しましてきめたのでありまして、事業官庁とは完全に話し合いがついておりますから、はつきり——たとえば私も農林次官のところへ首脳部が参りまして話をきめたのであります。そのときの例も今まで申し上げたような例を向うが言っておりますので、その例を私も申し上げておるのであります。文部省との間の問題は私も事業について再建計画というものはそういうものじゃなくて抽象的なものであるからという説明もしておりますし、何かの手違いでああいう答弁をなさったのではないかと、かように私も考えております。ただ完全に関係がないというのではなくて、やはりその再建計画の中にその文部省関係の事業で載っておりますものが出てきた場合には、やはり私も協議をしなければならぬ、こういうふうな考えをしておりますけれども、学校関係以外ではちよつと考へられないのではないかと。従つて市町村の再建計画の場合は考へられますけれども、府県の場合にはちよつと考へられない。府県立の学校等はやはり単独の事業でありますから、ちよつと考へられないんじゃないかと、かように考へておるのであります。

○北山委員 お言葉に疑うわけではないのですが、とにかく今日呼んだ文部大臣とそれから警察庁長官はお話しのようになつたと各関係閣僚が、各省各庁が意見が一致しているならばああいふ答弁はなさらないでほしいです。ところが二人呼んだのですが、それがそれ

それ少し食い違いがあるような答弁をしておるから、そこで私の方としてはやはりこの委員会にはほかの関係閣僚も呼んで聞かなければならない。これだけのことでございませう。

○川島國務大臣 文部大臣はおそらく自治庁でどういふ程度の財政再建計画を作るかというところを知らなかつたのではないかと申すのであります。私からよく説明して聞いておきたいと思ひます。

○北山委員 それが問題なんです。三条の二項だけの内容ではそういう問題になる点はほとんどない。表現はきわめて常識的に、これならばおそらく関係官庁がみな納得するでしょう。問題は、その再建計画の内容がどの程度になるか、どの場合に自分たちが相談にあつるか、そういうようなことの関係がわからなければ賛成してしまふのです。だから自治庁の長官は、関係各事業官庁がわからなければよく申し聞かせますというが、その申し聞かせが問題だと思ひます。むしろこちらに呼んで、私の方から申し聞かせた方がよいと思ひますので、そのように願ひます。

○川島國務大臣 これは毎度申し上げております通り、ごく大まかな七カ年間にわたる計画書を作るのであります。各省各庁の項目は出ていないのでありますから、食い違ひることがないのですが、どうも北山さんが無理に食い違ひせよと思ひます。食い違ひますが、絶対に食い違ひないわけではあります。○中井委員 どうもだいたい時間もちましてお疲れでもございませうが、私の質問は簡単でございませうから、こしんぼうを願ひたいと思ひます。

四、五日留守をいたしておりましたので、一条から五条までのこと、あるいは總括のことを抜かしまして何です、委員会のきめの通り六条から十一條までですか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

まず第六條でございませうが、これは私としましてはまことに当然のことでもありませんし、こうやってわざわざ法律にお書きになつてやるほど——別にあつてもなくてもいいことなのでございませうが、こういう六條の条文とそれから七條、八條、九條あるいはその他の条文との間があまりにどうも隔たりが多過ぎると思ひます。基本的なことをお尋ねするわけではあります。地方財政再建整備法案というものは、結局は国がどれだけそれについて補償をいたしていくか、それが一方にうたわれてゐる。それについて、その返して、適当な報告もつて、あるいは年度の途中において監督もされる、指示も与える、これもまた当然であらうかと思ひます。これもまた当然であらうかと思ひます。しかしそれかといつて急にこまかいところまで特に入つておるような感じが中に見えますので、どうもその辺に私は何かすつきりしないものがあるように思ひます。ございませう。地方にも責任はございませう。われわれは皆さんと違ひましてこの地方財政の赤字については国の責任の方が多く思ひます。けさもパーセンテージの数字がありましたけれども、そういうことはとにかくとして、多いと思ひますが、それについて、ない財布から百五十億、あるいはさらに五十億、三十億、二百三十億ばかりの赤字の超償これも実質は大したことではありませんし、また超償の利

子補給について七千五百万円、これが今度のこの法案の裏にあるものであります。その裏にあるものを法案に出して参りましたときにそれをそのままずつと書き流していただいておけばよかつたのではないと思ひますので、この六條のような条文をお作りになるならば全部こういうふうなことで納めていただけたらなかつたのか、なぜ七條とか八條とか九條とか、こまかい規定までお作りになるのか、この辺のところ、大臣のお氣持をまず伺つてみたいと思ひます。

○川島國務大臣 中井さんの御質問の趣意は、六條の精神でやれば、あと七條、八條、九條は要らぬじゃないか、こういうふうにお聞き取りしたのであります。そういう御質問であります。私は中井さんとは違つた考えであります。やはり忠実に再建計画を履行させるためには、やはりいろいろな点におきまして制約を加える必要がある。それがために七條、八條、九條も要るのであります。六條自体はほとんど当然のことを書いたものであります。無用な条文だといふ説も先ほどお話しがりました。あるいはそうかも知れませんが、当然のことでありまして一應再建団体に協力しなければならぬということをするうことは法文としても適當ではないか、こう考へて六條を設けたのであります。ただ概括的に大まかな六條だけでもつて、あとは自主的にやつたらよろうといひまして、せっかく立てた再建計画がなかなか実施できないのでありますから、それを忠実に履行させる意味から申し上げても、いろいろな点におきまして制約を加える必要があると考へて作つた条文

でございませう。

○中井委員 一応ごもつともなような御説明ですが、それでは先ほどのお話を少し矛盾するように思ひます。再建計画は非常に大まかなものを出させて、それで行くのだ——私はそのことについては反対ではありませう。けつこうであります。大まかなことである限りは、その内容において、たとえば七カ年計画でこうやる、そうしてそれに違反をした場合には大いに追及されていいでしょう。これも理論的には追及をいたしますのは、その他の住民であらうと思ひます。この四條ですか、これは非常に重要な意味を持つてゐる。住民に公表しなければならぬといふことは、その地方の長や議会にとりましては非常に痛むといひますか、こうまでやらねばならぬのかというふうな重要な法文であると思ひます。こういう問題がこのように五つ、六つ並んでおりましたならば、あつたことをこまかくそこで言うということは、どうも皆さんの先ほどの御説明と首尾一貫しないように思ひます。こまかくなりますけれども、第七條であります。こういうものは、何か事業をやりますために関係のものに通知しなければならぬ、たとえば建設省が国道に橋をかける、地元負担をかけるというときには、連絡をしなければならぬ、こういうことであります。ところが、こういうことは現在でも事務的な問題でできることであつて、何も法律を作らなくても、これは政府内部の行政措置だから、当然やらなければならぬことであると思ひます。次官會議、次官會議と先ほどからお話もありましたが、次官會議らしいの申し

合せでけつこうやつていけるのに、なぜこういうものでわざわざ法律を作つていかなければならぬのか、私はこういうことをお聞きしているのです。もっと赤字団体については——これは赤字団体それ自身の責任もありましようけれども、大局的に見まして、四十五府県のうち三十九まで赤字であるというのでありますから、基本的にはやはりこれについて何か財源の措置をしやる、この法案については大臣も御承知のように、どこでも知事も、府県も、住民も、職員も、全部不満であります。だが、まあ何とか通してくれと私たちに言つてきております。なぜだ、ないよりましだと言ふのです。この法案はとにかく金をくれるんだから、ないよりましだと言ふことを率直には言つておるのであります。そこで私は再建整備法案については、そこまで入らずに、政府内部の問題として話し合ひで片づけていける問題だと思ふのであります。こういうことをやりますと、またこれに籍口して事務が複雑になるであろうというような感じを持つわけでありまう。もちろん御案内の通り、計画をあなたの方のところへ出して承認をして、毎年々々その結果を公表するといふのでありますから、その途中において失敗をした、その計画通り決算は行つてなかつたということになれば、今度は公表しなければならぬのですから、重大問題として住民が黙つておらぬと思ふのであります。こういうところまでこまかく手続をきめるというところは、どうも行き過ぎると思つてお尋ねしたのであります。どうしても第七條は法律でないといけませんか。

○川島國務大臣 この法案に對しまして、各方面から不満があるということはお説の通りであります。いずれも自分のなや張りを守つて一歩も入れない、こういう態度があるとな不満が起るのであります。この点は自治法の改正でも私は痛感するのであります。不満の主眼が全部悪いとは言ひませんが、けれども、とにかく赤字に悩んでいる地方財政を立て直すのでありますから、多少とも各方面で犠牲を払つても、はたは犠牲を払つても、おれは払わなないのだという態度を各方面が持つておつたのでは、赤字の解決は結局できないであります。不満の聲は私いろいろ聞きますけれども、いずれもただ自分の立場だけを守る不満でありまして、それに対して建設的な意見があるかといふと、建設的な意見はほとんど聞かないのであります。多少の不満のあるところはこの法案の必要性もある、半面にはこゝろの法案の必要はないと考へるのであります。第七條の問題は政府内部の問題でありまして、政府内部でも自分自身を縛つていこう、このくらいまでやろうという氣持を現わしておる条文であります。こゝろのこととは中井さんのお考えからいへば、必要ないと言はれるかもしれせんが、政府自身がまずお互いに自覺してこゝろじやないかといふ一つの現われであります。条文の解釈の問題ではないに、こゝろの条文を置くといふことは、そういう氣持であるといふことを、一つ御了解願ひたいと思ふのであります。

○中井委員 今の最初の御答弁であります。知事会は知事会だけのことを言つておる。議長会は議長会だけのことを言つておる。これはおつしやる通り、これまで過去数年間の日本の内政の一つの欠点でありました。

「加賀田委員長代理退席、委員長着席」

しかしながら今度の法案に對する不満はそれだけではありません。そういうものは私は取捨選択をいたしてあります。どうも中を讀んでみると、非常にむずかしいことが書いてある。こゝろのことともわれわれにまかしてくれないか、自分たちはこれほどまじめにやつておるつもりである、何とか方法があるから教えてくれという嘆願をしてきておる人もあります。そういう意味からいって、どうもこゝろのものはこまか過ぎる。こんなものは一つ政府は自分でめつとおおらかな氣持で——出してくる金は少いものである。起債を認めるといひますけれども、これまである一時借入金を立てかえその他に政府がただ判を押すだけです。それが百五十億ですから、大したことはないのであります。そこで内容は貧弱で、法文だけではものしいといふのは、これは一般論としていえるように思ふのであります。そこで先ほど申し上げましたように、あの政府が今考へておる計画を、そのままずつと法律で書き流していただいたらよかつたのじやないか。今この段階で、六百億の赤字である、それ機構改革をしなければどうしてもいけないといふふうなことは、皆さんが逆にいへばあまりに正直過ぎると思ふ。先ほど言ひましたようないろいろな陳情がありましよう。その陣情は全部人に籍口して言つております。知事会は議會がうるさい、議會は

何がどうだ、そういうものに引つぱられてはなりません。私はもつとあの人たち全体を総合的によく判断をして、自治の振興のために努力をしてくれ、もう一度さう言つて追ひ歸してまたいふ段階だといふふうな考へております。特に今この後段の回答は、政府自身も法で縛るらしいの決心だと言われましたが、これは裏から見ると、やはり今の歴代の政府各省間の連絡がうまくつかない。いわゆる責任内閣制で新しい民主憲法で來ましたにもかかわりませず、いつもその辺の習性主義がぶちこわせないうところ、また原因があると思ふのであります。あえて法律を要せずとも、その辺の皆さんの御努力によつて私は解決できる問題であらうかと、かようにも思ひます。で、お尋ねしたわけでありまうが、今の御答弁の裏にやはりさういふものは私はあると考へるのであります。そこで第八條であります。これもやはり同じような考へ方では皆さんに御質問申し上げたいのです。財政計画がきまりまして、七カ年でありまうが、三年で償還することもありまうが、二年のときもありまうが、きまりまして、その線に沿つて予算を組む、これもこの中にあります。予算を組んで成立をする。成立したものを予算外支出とか赤字を出すかといふことは私はあまり考へられない。それを途中においてさらに協議しようといふことはどんなものでしょうか。こゝろの必要がありまうしたならば、私は今でも地方団体によつては、やつておるところがあると思ひます。現に私も知つておりますが、非常に窮屈である

ので、予算は成立したが、実際の内達には八割で行くとかあるいは四分の一ずつ内達をするとか、そういうことをやつておるところもあると思ひます。が、わざわざ八條で「あらかじめ、当該財政再建団体の長に協議しなければならぬ」といふふうな窮屈なことをするよりも、予算はその線できてるのですから、その通りにやらして、決算になつたときには猛烈な批判を加えていくといふような形でいくべきじやないかと思ふのです。どうも事務の簡素化、事務の簡素化といふことをおつしやるが、こゝろのことをすると仕事はいたずらにふえるだけじやないかと私は思ふのです。特にこの第八條について何かねらいがありまうたら、これは後藤さんあなた御専門ですが、こゝろの点に特にねらいがあるのか、一つお聞かせいただきたいと思ひます。

○後藤政府委員 先ほど申し上げたのであります。今お話がありました予算外の義務負担を勝手にそれぞれの委員会で作つてある工事を起す。そうしてそれを強制的にあつた結果的に予算に組ませる。それからまた長には全然相談をしないで昇任とか昇格をやる。さうしてあと義務的な費用でありますから持ち込んできて扱はれる。こゝろのことが間々あるものであります。さういふことになりまうと、お話をしように決算の結果それを究明したらいいじやないかといふお話もありまうが、しかし私どもは決算まで至らないければならぬのであります。従つて予算執行に當つては再建計画を基礎にした予算でありまうから、その予算の執行につきまして大体四半期ごとに予算

の執行はやってありますが、それぞれ協議をしてやってもらいたい。それから予算執行以外の政令で定める事項と申しますのは、先ほど申しました義務負担でありますとか、そのほか学校の新設でありますとか、昇任昇格の一般の方針等について、やはり勝手に出されること、あと義務負担で困るから、あらかじめ協議をしてもらいたい、こういうのであります。未然にその穴を防ごう、こういう意味なのであります。

○中井委員 異なことを伺う。それではこれまでの全国の自治体は、予算にない経費をほとんど支出をいたしておったのですか。

○後藤政府委員 これは委員会の問題でありまして、お話を県の場合も私は知っております。県によりましては予算外義務負担の格好で工事を請負わせ、ほとんど工事を始めて、あとで追加予算をする。そのときには予算を追加せざるを得ないのです。工事ができ上っておりますから、そういう格好で赤字が膨張した県もやはりございします。

○中井委員 今のはどうですか、具体的にどこかのどういふ工事があつかいしたことをいいたまいますと、私も解釈する上にとつと困るのです。

○後藤政府委員 具体的に県名を申すことは差し控えたのですが、そういう県がありますので、私も予算の立て方をやましく言っております。最近ではやめております。しかし従来数年にわたってそういうことをやっていたために、それが一つの大きな赤字の原因になっておるといふ県が事実ございします。

○中井委員 後藤さんは上手な答弁をなさっておりますけれども、そういう事態がもしありとすれば、私は具体的に伺えばほかに原因があるのかと思われぬ節があるものだからお尋ねをしたのです。といいますのは、過去四、五年の間、日本の政府そのものの予算の編成、予算の成立が非常におくれているので、地方は予算の組みようがな

いのです。たとえば三月に昭和三十年度の予算を組めといったって、ことしの予算はこの間成立したようなわけですから、平衡交付金は幾らもえらるかわけがわからない。法律だけはほとんど出てくるというふうな過去五、六年の非常に変動的な財政の姿において現われたものであろうかと思うのですが、その辺との関係について、もうちょっとお答え願えないでしょうか。

○後藤政府委員 私が今申し上げました県の場合には、災害でそういうことがあり得るわけでありまして、災害の場合に非常に急ぎまして、予算外の義務負担の格好で災害の復旧工事をやる、そういうやむを得ない場合があると思ひます。そういうことから、ついでにと申しますか、同じような方式でもって一般の単独事業をやるといふようなことが、県の場合には間々あるものであります。従ってそういうことのないように注意はいたしておりますが、しかしこの第八条の問題というのは、県の問題でなくて、委員会の問題であります。委員会にはそういうことはないと私は思っておりますが、あるかもしれないので、そういう場合も含めた一般的な政令で定める事項の執行につきましては、一応の協議をしてもらいたい、こういうふうにいたしたいと考え

ておるのであります。

○中井委員 どうも後藤さんの説明ではよくわからないのですが、今の御答弁は何も再建整備に關係なしに、一般の地方自治を運営する面において、もうそんなものは問題にならない施策であらうと思ふのです。——そうでしょう。それを特にいう第八条でいうたうようなことはどうでしょうか。一般的なものとしまして、これは行政措置でございしますし、またその点について住民あたりでも大いに批判ののろしを上げべきものであると思ふのですが、どうも特に第八条において、皆さんの先ほどの話にもどりますけれども、再建整備の計画は非常におおまかなものであつて大綱をなす。その線に沿つて予算をまじめに組んでいくというふうな形が非常にいいと思ふのです。そうしておきながら、一方で裏からこういうふうな第七条、第八条というふうなものをどんどん出して行く。そうするとどうも非常に事務が煩瑣になるというふうにも思えます。どうも尋ねるのですが、どうしてそういうものはおかねばならないと結論をいいますと、私はこういうのは割り切りたいのです。割つていってもやつていけると考へておるのですが、どうしてもやつていけないのですか。

○後藤政府委員 通常の場合には、それそれやはり協議をいたしております。私はやつていけると思つております。ところが再建団体と各種の委員会との間で話し合ひがうまくいっていない場合に委員等でございしません。そういう場合に委員会等でございしません。そういう行をやつてしまふと、どうしても

義務的な経費が多いために穴があいて参ります場合には、これを補填しなければならぬという結果が起きて参ります。従つてそういうふうなことが起らないようにあらかじめ予算の執行等につきまして協議をさせたらどうか。そういう場合に委員会と長との間で相談をする形式が三つばかりある。意見を聞く場合と同意を得る場合と協議する場合の三つの方式があるのですが、その中間の協議の方式が両方の自主性を生かす意味において適當ではないか、こういう意味で協議という方式をとつたのであります。

○中井委員 形式は三つあると申されますが、現実の問題では、どうも意見を聞くとか協議をするとかいふことよりも、とにかく再建整備計画を立てたら、その範囲内でまじめな予算を組む、そして予算以外のものはやらなう、私はこういうふうに簡単明瞭に行つた方が、非常にわかりやすく通りがいいと思ひましたのでお尋ねをしたのであります。あんまりこまかい規定を作ると、またその規定の逆をとられて頼み込まれたり、予算を組んで承認を得たら、また年度の途中でそれを直さなければならぬということができて参ると思ふのです。そういう意味でお尋ねをいたしました。

それから第十条につきましては、先ほどから、いろいろと御質問がございましたから、私は省略をいたしますけれども、例の地方自治法の百五十八条の二、知事が自分の意見によつて適當に修正することができる。あの条文は私は非常にけつこうな条文だろと思うのであります。そういうものでやれませぬのですか、わざわざこういうものを作らないと……百五十八条の二「都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、条例で、局部の名称若しくはその分掌する事務を變更し、又は局部の数を増減することができる。」こうちゃんとあります。第二項九項、十項の規定の趣旨に適合し、これはきつと住民の福祉や何かをあまりひどく制限するようなことはしてはいかぬというふうなことだろと思ひますが、他の都道府県の部局の組織との間の均衡を失しない、このようなものは、この地方再建整備法案の対象となるような非常に困つておる府県にとりましては、常識で考へて、必要があると認めたときに入るわけでありまして。十條の一はそれでありまして。

それから二につきましては、わざわざ申し入れがあればやれるようになつておる——地方自治法は私は非常によくできておると思ふ。それをさらにけしかけるようなこんなことをしなくても、再建整備法案を作るときには、こんなになつたので一つ申し入れておけば、何ほ法律で縛つたつてできやしません。私はなぜわざわざこんなことまかいてどこまで急に入つてきたか、それがどうも疑問なんです。先ほどの御答弁の中にもあつたが、皆さんの頭の中には、全国にたくさんあるうちの、二、三の県で問題になつたことを非常に大きく感じられて、民主主義の基本的なルールといひますか、そういうものをちよつと踏みはずしてもよからうというふうな氣持がある。これは私は非常に危険だと思ひますから、お尋ねをするわけでありまして。

○後藤政府委員 十条の第一項の規定でございしますが、これはお話の通り、自治法におきまして、やはり知事部局の減少は現在もやっておりますし、できるのであります。しかしこの規定は、知事部局のみならず、全体の機構簡素化の計画を財政再建計画の基本的な方針に定めた場合には、それぞれの団体において、その定めるところによつて、それぞれの規則を基礎にいたしまして、やつていただく、こういうふうな考へておるのであります。再建計画に定めました場合には、やはりそういうそれその規定はございすけれども、やり得るような方法を法律的に規定しよう、こういう意味で設けたのであります。

それから第二項の規定は、先ほどからたびたび申しますように、申し入れがあります場合には、自治法の百八十条の三の規定によりまして、兼務の方式がとれるのであります。しかし申し入れがなければできないというふうな道な解釈になつて参ります。そこで、そういう再建計画を立てますような団体におきましては、再建計画を定めます場合に、あらかじめ各委員会の長の方々の御意見を聞いて、そしてそういう兼務の方式を全体的に、申し入れにかかわらず、とつていくという方式を定めることも、行政組織の簡素化の一つの方式である、こういうふうな考えまして、こういう規定を、申し入れにかかわらず、やり得るという道を開いたものであります。

○中井委員 今の点はもうたびたび質疑応答がありましたから、私聞くのもいやなんですけれども、しかし申し入れがあつたらできるというのは、私は

民主主義の基本的な考えからいって精一ぱいの線だろと思うのです。それを踏みはずすということになります。と、まあひどい話ですが、自治庁の財政部長に一つ地方行政委員会の委員を兼務してもらおうじゃないか、そういうふうな話なんですから、これはちよつと考へようによりましては、私はひどいと思う。先ほどから労働委員会の話、人事委員会の話、いろいろございしましたが、まあせいぜいのところは向から申し出があつた、結論をいいますと、こういうものを皆さんは節約だといわれまふけれども、全体の金額をいましてはほとんど私は問題にならないと思ふ。特に今大休頭の中にあるのは、府県でありますけれども、市町村というふうなことになる、ほとんどこれは申し入れをしておりまふ。そんなものを専門にやつてゐるのは五大都市とか大きな都市の議事事務局というふうなことでありまふ。よしあしはともかくとして、やる実情にあつて、やつております。そこで筋を通すために申し出によりというふうなことがあるのですから、この精神を再建整備法案でひっくり返すということは、私は奥に非常に重大なやまがあるように思へてならない。そういうふうなことで改める決心をなさるのなら、なせもう少しそれよりも基本的な固有財源を与えないのですか。なせもうちょっと財源的な措置をやらなのですか。それがもう私の質問の結論のようであります。今回のこの法案はまことにどうも、名前はきょうきょうしい、内容もきょうきょうしいひい相当えげつないものがあるけれども、持つております重箱はりつぱです

が、重箱の中は、實際政府が負担するのは七千五百万円の赤字負担というふうなことは、これはどうも地方財政再建整備法案ではありまふ。これはもう地方の赤字の一時救済法案、まあ臨時の、来年の春になつたらまたつづれてしまふというふうなごく簡単なものだと思ふのです。金額から見まして、六百億の赤字に対してほんとうにあのうしな手当てでは、前の話に戻ります。うして口吻だけはまことにきょうきょうしく、機構にまで入つて——一応私は機構の問題に入る前に、財政難を、財政は財政で一つ片づけていつたらどうか。これは大臣も、機構はいかにいわれぬところがあつて、こつたわれまふが、そういう話の裏には、やはり知事会はこの言うてくる、議会はこつた言うてくるというふうなことを真に受けられておるのじゃないかとさえ私は考へておるのであります。そういう意味でこの十条なんかはどうもなくもがなと思ふのであります。そこでこつた七条とか、八条、九条、十条というふうなものをすつきりとなぐしまして、もつときれいな、政府の七千五百万円と、それから赤字の二百億ですか、こつたものに見合うようになすつきりとした法律案に一つ書き直して、そして皆さんの方で今さらできぬというならば、われわれの方で一つ修正をさしてもらつて、そしてこつたで行くというふうな考へ方も私は強く持つておるのでございしますが、こつたいう点について、それでもまあやむを得ないというふうにお考へであるかどうか、最後にお伺いしておきます。

○川島國務大臣 中井さんのお話はよ

くわかるのでありまして、きわめて簡単な、いわば法三章的のものにして、あとは地方にまかせろ、こつたいう考へなのであります。私も、こつたが念願しているところは長期にわたる再建計画を立てまして、それを忠実に実行いたしまして、期限がきたときには完全に赤字が解消して地方財政の健全化がなるといふことなんでありまふ。それをやつてもらうためにはやはりいろいろな方面から制約を加えなければならぬのでありまして、そのために中井さんのお考へになつて不必要な条項もあると考へますけれども、この程度のこととせつた立つた再建計画がくずれるおそれがあるのでありまして、考へ方によつては一切地方にまかせるといふことも一つの考へとは思ひますけれども、ただいまの私どもの考へをいたしましては、相当こまかく規定しまして、忠実に再建計画を実行するやうに企図することが、この際適当じゃないか、こつた考へておるわけでございます。

○中井委員 私何も規定だけしてほつておけというんじゃないのです。その縛り方をもつと大きく、ここにもあります。あなたの方に承認を求め、承認をしたならば各省に通知をする、またその結果を報告せよというふうなことがあります。特に重要なものは住民に計画を公表する、また同時に結果も公表する。結果を公表したつて住民はそんなものについてはあまり関心を持たないというふうな判断は、私は早計だろと思ふ。新しいこつた自治体ができてから十年でありますから、方々にこつたことに対するま

じめな議論が出て参つております。現在の公選の姿を見ますと、終戦後のいろいろな事情から、特に政府が何一つとも地方団体に対してあこぎであつたと思ひます。そのことをよく住民が知つておるからこそ、赤字団体の長につきましても依然として平気で三選をする、四選をする。こつたいう法文が出て毎年毎年少しづつきつたとなつていきました場合には、その計画と違背をしたやうなことをして、公選の市長とか知事とか各級の委員会の委員などが務まるとは考へられない。私はもつと人民を信頼いたしております。こつたう点で皆さんの考へと根本的に違ふ。こつたその点は私にはよく納得がでないものであります。それで申し上げた次第であります。その点だけは最後に重ねて強く私の意見を申し上げておきます。

○大矢委員長 終りですから、私から一言だけお尋ねいたしておきます。この第十一條は長が議会の解散権を持ち、あるいは長の不信任に値する重大な問題ですが、これについて、四の「自治庁長官の承認を得た財政再建計画の達成がでなくなると認められる議決をしたとき」というのは、實際問題としてどういふことなんですか。

○後藤政府委員 たとえば減税条例というのが出て参りまして——これはもちろん議員提出で出るのでありまふ。うが、それを可決した場合、それから予算の大きな増額修正が出されたやうな場合、こつたいう場合がこの条文に當るのであります。

○大矢委員長 いま一つ「第三條第一項の規定による財政再建計画に関する議案を否決したとき」とこれは第三條に

よって長い計画を立てて「自治庁長官の承認を得なければならぬ」という承認を得なければならぬ。この承認を得る。だから承認を得るときに、自治庁長官が条件をつけたり、変更を加えたりした場合に、議決をしたものに今度は条件をつけて返してくる。その返して来た議案を議決が否決したときには、結局長官の不信と見る、こういうのです。それは意思ではないかもしませんが、結果から行きますと、自治庁長官がこういう変更を加え、条件をつけたために、地方の議会がこれを承認しなかつた。そういうために議案を解散するとか、長がやめなければならぬということになると、意思でないかもしれないが、その原因は自治庁長官がこれを作つたということになる。この点がさいせんから問題になってきたのです。

○後藤政府委員 その場合はこの中に入ります。最初に再建計画の議案を否決した場合であります。

○大矢委員長 第三条の一項と書いてある。「第三条第一項の規定による財政再建計画に関する議案を否決したとき」と書いてある。第三条第一項とは、変更を加えて承認をした場合です。その変更したことを、またかけなければならぬのであります。この点はどうか。

○柴田説明員 お答えいたします。その場合は入らないのであります。その「第三条第一項の規定による財政再建計画」というのは、最初財政再建をやらかどうかというのの申し出をやりまして、その場合には申し出に關する議決があります。それからその申し出によつて、自治庁長官の指定する日現在において財政再建計画を作る、財政

再建計画について議決することになり。自治庁長官の承認を求め、前の再建計画について否決をしたとき、この条文に當るので、自治庁長官が変更を加えたり条件をつけた場合は、かりに変更いたしますと、変更を加えた範囲におきまして当然計画が変更を要するから、それに對するわけであり。その結果、その結果は要らぬといふことになつてゐるわけであり。

○大矢委員長 しかしこれに明らかに「議会の議決を経て、自治庁長官の承認を得なければならぬ」とあり、そのあとにさらに長官はこれに對して「条件を付け、又は変更を加えた上、当該財政再建計画を承認することができ」といふのだから、そこで変更を加えたもの、あるいは条件をつけたものは、もう一ぺん議会の承認を得なければならぬ。そしてそれを否決した場合には長官の不信になるか、もしくはそのために議案を解散するということになる。その結果、結局そういう条件をつけた、あるいは変更を加えたためにこゝういふ承認をしなかつたというこゝとになります。原因は自治庁長官が変更を加えたといふことにある。それから、解散並びに長官の不信は、長官が条件をつけたそのことがさういふ結果になつたといふことにならないで

求めるという場合におきましては、十一条の適用にならぬといふことになり。その結果、その結果は要らぬといふことになつてゐるわけであり。

○門司委員 七条八条十条その他に委員会という文字をたくさん使つてありますが、この委員会は自治法百八十条の四の委員会と解釈していいんですか。

○後藤政府委員 さうでございます。

○門司委員 そうすると、この中に当然公安委員会が含まれるわけですか。御承知のように国家公安委員会は警察官の任命権を持つており、資格を定めることになつておる。従つて教育委員と少し形の違つたものが出てくる。その中の、お昼前の文教との連合審査のときに、たしか長官は、人員その他の縮小について教育委員会の任命権その他についてあまり容喙しないのだといふような御答弁があつたように記憶いたしております。もしさうだとすると、警察官の人員機構その他について、警察官の任命権を持つておる。公安委員会の管理に關する機関とあります。これが公安委員会のものとある警察のことをいつてゐるのであります。この再建促進特別措置法の中には、この部課の数の縮減の問題はありますけれども、人員を減らすといふことには触れていないのであります。人員を減らすか減らさないか、これはやはり一般職員と教職員等の比率もございまして、これは各地方団体それぞれまかしてあります。

○門司委員 私が聞いておりますのは、聞き方も少し懸かつたと思うが、この十条の規定は、主としてその主管する委員会の持つ事務局その他の問題であつて、実際に働いてゐる諸君には触れない、こゝういふことになるかと思ひますが、しかし法全体を眺めてみると、さつきお昼前の委員会でもつたように、人員の整理その他についての企画が、教育委員会は教育委員会として当然立てられなければならないと思ひます。教育委員会の要求通りにすれば、お昼前にさんざん議論になつたようなことになつて、いわゆる原案の送付権その他が出てくる。これは教育委員会が人間に對する任命権を持つておる。それから、人員の縮小は教育委員会の権限にまかされてゐる。従つて費用を節約しようといつても、なかなかできぬのであります。人間に触れなければ、その節約のできるものではない。教育委員会の持つてゐる予算の執行権の中

で何があるかといふと、一番大きいのは人件費です。これに触れることができないといふと、公安委員会がやはり警察権を持つておる。しかも公安委員会の管理に關してあります。警察官の任命権といふものは、国家公務員が持つてゐる。公安委員会自体で持つておらない。こゝういふものについて一休人員の縮小その他を要求することができませんか。

○後藤政府委員 知事部局以外の人員整理の場合には、再建計画を定めます場合に、それぞれそのやり人事権を持つてゐるところと相談をいたしまして、それぞれその部局で自主的にやつてもらうとこゝろの数をきめてさうしてやるといふことになるのであります。それは再建計画を定めます場合に、各

行政委員会との間の相談でその数をきめる。きまりましたら、それに基きまして各行政委員会がそれぞれの権限を基礎にしてやつていく、こゝういふふうには私も考へておるのであります。

○門司委員 ところが、たしか今度できた警察法では、警察官の任命権といふものは、公安委員会が持つていないはず。果の公安委員会が持つていない。これはやはり警察の本部長が持つてゐるんじゃないですか。本部長が任命権を持つてゐるとすれば、その本部長のやはり協力を得なければ、人間の縮小ができないのじゃないですか。その規定がこゝろに落ちてゐるような気がするのでありますが、どうなんですか。

○後藤政府委員 警察官の定員は、定員條例によつて定めてあります。従つてその場合に定員條例の改訂をしなればならぬと思ひますが、その場合には、それぞれ公安委員会及び任命権を持つておる。そして定員條例の改訂、こゝういふことになると思ひます。

○門司委員 だから、ただ委員会だけの協力ではなくて、警察の任命権を持つてゐる本部長の協力を得なければ、なかなかうまくいかぬのじゃないか。さうにさかのほると、国家公安委員会の協力も得なければならぬといふことにならぬのじゃないか。

○後藤政府委員 お説の通りに考へておられます。

○門司委員 ところが、委員会の協力を得るが、警察本部長のことも書いてなければ、国家公安委員会のことも書いてない。さつき自治法の百八十条の四について聞いたのは、そのことで

す。これは地方の公安委員会であつて、国家公安委員会はこの中に含まれていない。そうすると、やはり警察官の任命権というものは、県の公安委員会にあるか。計画は国家公安委員会を立てて、国家公安委員会の任命する警察官の長官が本部長を任命する。その本部長が警察官を任命する、こういうことになつてゐる。従つて人員の整理をしようとするば、やはり協力を得るものは公安委員会だけでは済まないの、国家公安委員会、場合によつては警察本部長にも協力を得る規定を入れておかぬと、警察官の首は切れない、こういうことになりはしませんか。

○後藤政府委員 都道府県の場合には、この法律では、事務局の簡素化に關しては、ここに書いてありますように「委員会」の管理に属する機關「つまり警察本部長も協力してやるといふことになつております。人員の整理、つまり定員を縮小するとかどうかという問題は、やはり問題としてはあるものであります。この法律には触れていないのであります。国家公安委員会との關係においては、それぞれの出先の本部長が国家公安委員会と相談して、おそらく内部的にきめてくるだろう、こういうふうに私も考えているのであります。

○門司委員 内部的にはきめてくるだろうし、いろいろあるが、しかし企画を立てるのは上の方です。警察官の定員その他をきめるのは、これは警察法を讀んでごらんない、本部長と話し合つて定員をきめればよいといふことにはなつていない。大体の数字といふものは警察法の中にちゃんと入つてゐる。それからきた人間であつて、首を

切ろうとすれば、こういう規定を設けておく、警察官には手がつけれない、教員にも手がつけれないといふことになる、結局しわ寄せされるのは一般の公務員であるといふことになつて、はなはだ不均衡なものだといふことになる。そういうことが起るから、心配して聞いているのです。一般の公務員だけに首切りがしわ寄せされてしまつて、どうも学校の教員諸君には工合が悪い、警察官もどうも工合が悪いといふことになりまふと、どこを縮小して行くかといふと、そういうところに縮小がされてくる。

○後藤政府委員 警察法の五十七条二項に「地方警察職員」の定員は、条例で定める。この場合において、警察官の定員については、政令で定める基準に従わなければならない。こういう規定になつております。従つて各府県で条例に定めておられるわけでありまふ。その基準に従つておられますから、内部的な關係はもちろんなるものであります。しかし私どもは、県で公安委員会並びに本部長と話し合ひをして定員の縮減といふものは可能である、かように考えてゐるのであります。内部の關係は、それぞれ本部長が国家公安委員会と相談したらいいんじゃないか、こういうふうに考へてゐるのであります。

○門司委員 それは新しい警察法をこしらへるときになぜ政令に譲つたかといふと、前の警察法では、何人に対しても幾らといふふうに、國家と地方と人口段階によつてきめておつた。ところが全部が今のような警察制度になると、これを政令に譲つて、基準だけは政令できめて、各府県別に法律で人間をきめるといふことになりまふと大へ

んなことになるので、そういう形で新しい警察法はできていると思うのであつて、そういう場合でも、やはり協力を求める機關としては遺漏のないようになつて、任命権者である県の本部長がやはり相談を受ける、あるいは國家公安委員会の連絡がつき得るような規定が必要ではなからうか。こうしないか、任命権者が別ですから、そうはいかないんじゃないか。教育委員会の場合には、教育委員会というものが大体任命権を持つてゐる。ところが県の公安委員会というものは任命権を持つておらない。定数はきめることができるかもしれないが、任命権者は本部長であるに間違いない。だからこのままの規定では、かりにこれを承認するとして、も、そういう警察官には及ばなかつたとかなんだといふようなことで、きつめて不平等なものになりはしないかと思ふのですが、どうですか、もう一度聞いておきます。

○後藤政府委員 地方団体の内部の機關につきましても、當然のことであるから、私も、私も協力の規定を入れなかつたわけでありまふ。もちろん協力が必要でございまふし、協力するだろうと思つておられます。従つて當然のことでありまふので、実は外の、國でありますとか、他の団体でありますとか公共的団体の協力の規定はありますけれども、内部的な団体の協力規定といふものは入れておりません。

○門司委員 そういうふうには内部的な規定と外部的な規定といふことになるかと、問題になります。この内部的の機構のものは、任命権者といつても全部地方公務員であることに違ひはないのであります。あるいは特別職であることに違ひはないのであります。しかし警察隊長は地方公務員じゃないのであります。これは國家公務員です。國家公務員が少くとも任命権を持つてゐるのです。だからこれの協力を得なくて、これは内部的なものだと解釈していいのですか。身分關係はそんなことになるのですか。

○後藤政府委員 身分は國家公務員でありまふ。都道府県警察の仕事をしておられるのであります。従つて私は警察の本部長であります。従つて私は内部の機關とこういふふうに考えまふ。やはり教育長と同じような立場におられるものと考えまふ。これは内部關係だ、従つて當然に協力するものでありますから、私もきつておられます。

○門司委員 どうもその点がわからぬのですが、私はもう少し、あとでこれも法制局に聞かなければならぬことになるかも知れませんが、どうも任命権者といふものは、純然たる國家公務員であるに間違ひがないので、それが府県の内部機關であるといふことはいいないと思ふ。一つの組織の中で、公安委員会といふものがあつて、そして公安委員会が所管している事項について仕事をしていますのであつて、昔の公安委員会は運営管理という言葉を使つておつたが、今度はそういう言葉は使つていないので、従つて警察隊長が一人一人の任命権をちゃんとこつちに移されてゐるのである。昔ならあるいはそういうことは言へたかも知れない。しかし新しい警察法ではそういうことになつていないのですが、新しい警察法でも、國家公務員ではあるが中に公

安委員会と相談してやるんだから、これは内部の機構とみなしてもいいのだといふ、みなしてもいいという程度で、すか、それともあなたの方では、はつきり内部の機構だと思へないといふのであります。

○後藤政府委員 都道府県警察といふのは、やはり都道府県の内部の機構だ、かように考へておられます。ただ長が國家公務員である、これだけではなないか、かように考へておられます。

○門司委員 これは警察法のときにもずいぶん議論になつた点なんだが、國家公務員が地方公共団体の構成のメンバーでないことは、はつきりしてゐる。委託職員が何かはほかにあります。あります。しかしこれだつて身分はちゃんとお變えになつてゐる。これは任命権者と人事権を持つてゐる者との考え方は、委員会といふ一つの構成の中に入るかも知れません。入るかも知れませんが、委員会の権限ではないといふことであります。任命権は少くとも本部長が持つてゐるのであつて、委員会が任命権を持つてゐるわけではないのであつて、教育委員会とは違ひます。その点をもう少しはつきりしておきたいから聞いてゐるのである。そういうあなたの方のように解釈していいのですか。任命権を持つてゐるのは全然別なんです。公安委員会といふ一つの組織の中にタイアップしてくることはわかつてゐる。それは一つのグループの中に入つてゐる。しかし任命権者は國家公務員としての任命権者であつて、都道府県警察としての任命権者ではないのです。その点は、どうなんですか。

○後藤政府委員 私どもは都道府県警

ます。従つて、その条例に従つて人事権を行使するという問題であつて、人事権そのものと定数の問題とは、人事権を持つてゐる人がたゞといふ国家公務員であらうと、私はかまわないのじやないか、そういうことで同じことであり、定数条例は県にちゃんとあるのでありますから、従つて私は定数の縮減についての協力は求め得られる、かように考えております。

○**門司委員** 定数条例は少くとも政令に基くものであつて、政令をこえた、あるいは政令をことさらに変えた定数条例というものは、私は許されないと
思う。県の条例は国の法律に反した条例をきめるわけにいかぬでしょう。おのずからそのワクというものはちゃんときまつてゐるのである。であるから、われわれは押し問答するのもしや
だから、一步譲るとしても、その政令

できめられたワク以外には出られぬの
ですよ。もしそれができるといふな
ら、政令は何にもならぬということ
です。だからかりに、あなたの方の御
意見を聞いて、伸縮はある程度でき
るの、だと考えても、その範圍でしか
人員のしきかきをして整理はできな
い、それ以上はどうしてもできない
ということになる。従つて、
實質的問題として、かりに定数条
例が一番最後の線に來ているような
こと

るでは、もうそれ以上は警察官の首は切りたくても切れぬのである。そうすれば人間の縮減をしようとするれば、一般公務員だけにはそういう規定がないから、これにしわ寄せされるといふ危険性がここに出てくる、こういうように解釈していいですか。

○後藤政府委員　私は基準に基いて、つまり政令に基く基準を基礎にして定

て、現行法で御承知のように、長の不信任とみなすものは、伝染病であるとかあるいは災害のときの支出が承認を得られなかったときということが大體不信任とみなすということになつてゐる。今度はこういうものがたくさん書いてありますが、こういうことについて、これを不信任とみなすようなことも、これを不信任とみなすようなことも、これは非常事態——この赤字再建の問題も自治体全体的の非常事態だから、これを非常事態だから、

○後藤政府委員 お説の通り、赤字団体の再建整備というものは、やはり一種の非常事態という考え方であります。

○門司委員 そういたしますと、非常というのを書かれたのですか。

○後藤政府委員 お説の通り、赤字団体の再建整備というものは、やはり一種の非常事態という考え方であります。

○門司委員 そういたしますと、非常

この法案の中には、非常事態を長官が
勧告することができるようになってお
ります。自然発生的にできた伝染病で
あるとかあるいは災害というものは、
これは一種の非常事態と言える。しか
しこの場合、問題は、自治庁長官が勧
告することができるのである。要す
るに、その自治体が非常事態と考えて
いるのか考えていないかということがわ

らないときに、自治庁長官が勧告されることになっている。従つて、自治庁長官が、お前のところは非常事態だぞといつて、こういう条例を適用させることが一体よいか悪いかということでは、まだ相当議論が残る。長の不信任ということは非常に大きな問題であります。公選されている長に対して不信任案を出そうというのですから……。

問題は、住民から選ばれた議員と長との間の権限というほどではございませうが、一つの争いになるものだと思います。こういうことは、もし自治庁長官の勧告が長になされて、長はそれに基いて計画を立てて、その計画を実施しようとする案を議会に出した場合、それが受け入れられなかったら直ちに不信任案とみなすということになると、その次に来るものは解散である。議会の解散というのは非常に重大な問題でありますから、そう簡単にできるものではございせんが、自治庁長官の示唆に基いてこういう事態を引き出すということが予想されるようにこの法案は書かれております。こうなつて参りますと、自治庁長官の権限というもの、見方によつては非常に強くなる。自治庁長官の言うことを聞かなければ、まごまごしているところの議会にまで持つて行かれるということになります。私の解釈はあるいは広過ぎるかもしれない、あるいは大き過ぎるかもしれない、しかし議会人としてはこういうことを考えざるを得ないのである。こういう副作用がここにあるのであります。けれども自治庁長官は自治権に対して何ら侵害にならないとお考えになりますか。

○川島國務大臣 この第十一条の規定は、長が再建計画を立てようとした場合に、議会がこれと異なつた意見で対立した場合に、どう処置するかということの規定でありまして、その場合には不信任とみなして長が辞職するかあるいは解散するのかわかるといふことになるわけでありまして、再建計画というものは重大な問題でありますので、昨日門司さんから、告示前に一応住民投票によつて意思を聞いたかどうかというお話もあつて、これは私はごもっともなお話であると思つて拝聴しておつたのであります。長と議会との意見が異なつたときには、一応解散して住民の意思を聞くということもこれは必要じゃないかと考えておるのであります。従いましてこういう規定を作つたのであります。先ほど北山さんからもいろいろのお話がありまして、ごもっともな意見もありましたので、御意見としてつしんで拝聴いたしておくことにします。

○門司委員 まあそれは拝聴しておくというので答弁がなければ、あと何も言うことはなないと思ひますが、こういう立て方で、一体どういふふうな地方の自治体というものを考えるにたつておるかというところとあります。地方の議事を解散すること、あるいは長が辞職するとかいふことは、これは自治体にとっては一つの不幸事です。実際はさうむやみやたらに解散をして、むやみやたらに長の選挙ばかりやつておられないのです。そのたびごとにいろいろ問題が出てくる。一つの問題を課題にして、そして選挙になるといふことは、住民の意思決定がどつちになるかというところで将来のしこりを残すのであります。われわれは議会の中途において議会の解散は好まないものであります。それをやれば必ずあとに問題を残すにきまつておる。実際に自治体の運営をやつてごらんない、どういふ問題が起きるか。だからわれわれはできるだけ議会の解散は避けなければならぬと考へておりますが、今の御答弁ではただ意見だけを聞いておくといふこととであつて答弁がありませんから、これ

以上私はそれについては追及いたしません。もう一言最後に聞いておきたいと思ひますことは、この協力規定の中に、さつき申しましたような警察関係が一つ落ちてはいないかというところが私に考えられることと、それから協力全体を通じて問題になつて参りますのは、先ほどから非常に問題になつておりました十條の問題であります。これは協力の範囲を少し越えておつて、そして事務局等の組織の簡素化、こういう題で書かれておりますから、必ずしもこれは協力でない。いわゆる簡素化のためにやるんだというふうなことになるかと思ひますが、事実上の問題として、長が独立したております各委員会の職員を兼務させることができたというところは、これは普通の委員会は別であります。少くとも教育委員会等は公選です。公選の委員会の事務局等というもののについて、いわゆる長を補佐する機関である職員がこれを兼任するといふことは、今日の行政委員会の建前からいけば、私ははなはだおもしろくない条項であると思ふ。少くとも公選によつた一つの行政機関といふものは、独立した一つの執行機関と見るべきである。独立した一つの執行機関に他の執行機関の職員が兼務することができるといふことになると、私は非常に非民主的なものがある。これは是非に考へて持つておるべきですが、これについてどういふお考えをお持ちになりますか。

○後藤政府委員 現在教育委員会との間におきましても、市町村におきましては助役が兼任しておる例が非常に多いのであります。別にそれで非常に大きな弊害が起つておらぬのではないかと私は思つております。あるいは弊害があるかもしれないけれども、従つて私は兼務することによつてその独立性が非常に害されるということとはすぐ出てこないのではないかと、かように考へております。

○門司委員 町村の教育委員会の事務局長等を助役にやらしておるといふことは、あれをこしらへるときに非常に問題になつたのである。できた原因は、町村においては今日教育委員会法で定められている教育長を得ることは困難である。従つてやむを得ざる一つの手段として、あつていふ手段が設けられておるのである。これは間違ひがないでしよう。あの法律をこしらへるときに、そういうことであつたに間違ひない。それでなければ市町村の教育委員会を廃止しなければならぬといふ一つの大きな原因はここにあらう。教育長が得られないのである。大学を出てどうだ、教育の年限が何年なければ教育長が勤まらぬといふようなことで、小さな村、小さな町に行つてそれを探せといつてもありはしない。従つて教育委員会法といふものがある限りにおいては、それを何とかしなければならぬであらうといふことで、ああいう条件になつておるのであつて、これが適格な者とも自治庁が考へておるとするならば、非常に大きな誤まりです。これは断じて適格な者ではないのである。従つて私の聞いておりますのはそういうことでなくして、公選による一つの行政委員会の執行部に対して、他の別のいふか、長を持つておる補佐機関の職員がこれを兼務するといふことが行政委員会の建前の上に反

するか反しないかといふことです。私はいは結果ではないと思ふ。行政委員会といふものはそのために行政委員会があるのです。しかも教育委員会の委員はみな公選であるといふことである。従つてこれは当然独立の執行機関とすべきであるといふことに私は間違ひがないと思ふ。これを兼務させることが民主的とお考えになつておるか、非民主的とお考えになつておるかといふことを私は聞いておるのである。もう一度御答弁していただきたいと思ひます。

○後藤政府委員 私どもといたしましては、本来の教育委員会なら教育委員会は独立したスタッフを持つといふのが本来の姿であらう、これはおっしゃる通りと考へております。ただ再建団体のように財政の非常に詰まつておる団体、そういう団体におきましては組織の簡素化といふことも必要なのであります。そういう場合便宜の方法として暫定的にこういう兼務の方法といふのを認めることもやむを得ぬではないか、完全な民主化の方式からいへば、それは多少はずれるかもしれないけれども、実情としてやむを得ないのじやないか、そういう意味からこの百八十條の三という規定もございまして、そういう点から申しましてこの規定を設けることは一つの方便ではないか、かように考へたのであります。

○門司委員 もう私はそれ以上議論はいたしません。例の百八十條の三で設けております。それからさつきあなたの方で言われたような助役が兼務しておるものもありますが、これは事実上

そういうものを見つければよいといつても見つけられぬ、あれは法律の方が實際無理なんです。ですから一つの手段としてのが考えられておるが、この場合は単に財政がこうであるからといって、民主主義の建前というものを侵害するような行為はよくない。少くとも能率であるとかあるいは財政であるとかいうことを言っておりますが、それはあくまでも民主主義の中にこれを調和すべきものであつて、財政が苦しいから、能率が上らぬからといつて、民主主義を超越するような行き方は私にはあまり納得ができません、この法律は明らかにそういうことが考えられておると思う。赤字があるからといって何でもかんでもこれを押えてしまつて押えてしまつたということになると、これは民主主義というものがその間ある程度の制約を受ける、こういうあり方は私もよくないと考えておりますので、以上のようなことを申し上げたのでありますが、もう一つだけ最後に聞いておきたいと思ひますことは、この規定の中にあります各省庁との関係であります、七条の規定はどういうことか、どういふことになつておるのか、いわゆる各省の長が一つの仕事をしようとする場合に、自治庁の長官に通知をするということになつておりますが、この通知を受けた場合の自治庁長官の態度はどうなんですか、これは通知を受けるだけですか。

○後藤政府委員 これはいわゆる直轄事業の問題でありまして、直轄事業は地方団体に負担がかかります。大体二割から四割くらいの範囲で負担がかかります。負担金は御承知の通り交付金で償て払うことになつております。しかしこの負担金の額がわれわれの方にはわからないのであります。それから地方団体の側でも負担金の額というものはなかなかわからない、押しつけられる場合が相当あるのではありません。ところが負担金の額というものは交付金償てありますから翌年から払うわけでありまして、翌年から払うのでその年には関係ないのでありますけれども、だんだんそれが重なる参りますと、相当な負担額になつて参ります。そうしますと、再建計画を立てておきます団体におきましては、その負担額が再建計画と投資的の事業に使つておける経費と合うかどうかという問題が出てくるわけでありまして、そういう場合にわれわれの方といたしましては、やはり指導上何かいふところは別にいたしまして、経費の総額、つまり直轄事業の総額とその県の負担額くらいは教えてもらわなければ困る、むしろもう一つ進んでその負担金の負わせる額をわれわれの方で相談をしてきめようじゃないかといふところまで話したのであります。いろいろの話し合いの結果、一応それだけの通知をもらおう、通知をもらった上であまり多額になるようであれば、その負担率を下げてもらふとか、いろいろな交渉をわれわれも府県と一緒にやつてやろう、こういう意味でこの規定を置いたのであります。

○門司委員 私の聞くのは、そういう意味で通知だけ受けても事実上どうにもならぬ、結局ここには通知を受けるというだけであつて、結局何も書いてない、もしそこに規定を設ければ納得が行くのであります、ただ通知だけ受けても何もならぬ。今のような御答弁で、ここに何も規定を入れずに置いてこれでやれますか。

○後藤政府委員 あまりに大きな負担額がある地方団体に負わしていく場合には、私どもは負担率の改訂とか、いろいろの問題を持ち出してその場合に解決していこう、こういうふうな考えましてこの規定を入れたわけでありまして、

○大矢委員長 以上をもつて十一條までの逐条審議が終了しました。

○池田(清)委員 連日連夜にわたりまして委員長初め委員各位には大へん御勉強をいただきまして全く感謝にたえません。これはひとえに皆様方の御協力によりまして、この法案をよりよいものにして早く上げたという熱意の現われだと思つておる次第であります。しかしながら委員各位の御要求に應ずるところの大臣等の御出席も悪く今日まで進んでおりますが、今日をもちましてこの法案についての逐条審議を一応終了することは、一昨日の理事会で御了承をいただいた通りであります。が、今夕まだ時間もありません、これに對する委員長の議事運営についての御方針をお伺いしたいと思ひます。

○大矢委員長 ごらんの通り時計は十一時十分前でありまして、まだようよう十一條です、半分以上まで来ないのであります。あとは明日勉強したい。聞くところによりまして、自由党からも修正案が出るようでありまして、またこれとやらはららの地方税法その他財政確保の上の地方交付税の税率の一部改正が両派社会党から出ております。こういう関係した議案と並行して進むというところが理事会の一応申し合せになつております。そこで明日はあわせてこれを

並行したいと思ひます。

○池田(清)委員 理事会できめていただきましたお話は、きょうまでの議事の進行についてであつたのであります。明日以後のことはまだ理事会としてはきめていただいておりません。少くとも今日までに同法案の逐条審議を終了するところまではおきめ願つておるのです。そこできょうの議事進行について伺つたのであります。が、今委員長のお話によれば修正案等も出るそうだとおきましてあります。今おっしゃいます通り民自両党におきましては共同修正案の準備をいたしてあります。明日におきましてこれの提案ができようかという運びになつております。その際におきましてはこの修正案と政府原案とは並行をいたしまして、会期余日も少い今日のことでありまして、参議院の審議の日程のこと等を考慮いたしまして、一日も早くこれを終了して、あげていただきたいと思ひます。これに對しまして委員長のお考えはいかがでありますか。

○大矢委員長 理事会の速記がありまして、それから何であります、私はそのうらはらの財政確保の関連法案を審議するやうにということをやつて要望したはずであります。しかし今仰せの通り、自由党の修正案はその当時は出ていませんし、今日承つたのであります。が、そういう事情で申し合せを努めて履行すべく、今日も十一時近くまで審議を進めたのでありますから、われわれはできるだけ慎重に審議を進めて、お聞きの通り、それだけ重要な点について質疑応答が行われていふと思ひます。その点を一つ御了承願つて、申し

合せの趣旨に沿つてできるだけ一つ、明日も時間が許す限り審議したいと考えております。

○鈴木(直)委員 委員長からただいまお話がありました、私はどちらにどうという考え方を持たず、昨日の理事会は、これはありませんが、昨日の理事会は、この再建法案の逐条審議の進行方法について理事会を開いたのであります。そうしてきょう中に逐条審議を終る、十二時になつても終るというやうなことが昨日の理事会でありまして、逐条審議を終つた後に、あと修正案とか、今委員長の言われたやうなことに對しては後に考えることであつて、その後討論、採決をどうするか、あるいは修正案をどうするかといふことは次のことであつて、結局逐条審議についてはきょう中に終る、こういう点については、きのう一致したと私は信じております。何回もその点はお聞きしたわけですが、冗談でありましたが、それをもしその通りにしなかつたら不信任でもやるぞといふやうなことも話してしまふして、和氣あいあいのうちにそういうふうな決定したというふうな記憶してゐるので、現在委員長が言われた修正案も一緒にやろう、あるいは交付税法案もこれと一緒にやろうといふやうな話は全然ありませんでした。もちろんその後のことについては、あるいは委員長としてはそういうやうなお話があるやうなことはお話がありました。しかしながら昨日決定したのはその点ではなかつたといふことを、はつきり私は確認しておるわけですが、ただいまの委員長の話は少しきのうの理事会の決定と違ふのであります、まずきのうの理事会の決定をどういふふうにする

るかということ、一つこの際にきめておく必要があると思うのです。そしてきょうこれからどうするか、あすはどうするかというようなことでも、必要であればやはり理事会できめるということがあると思う。委員長の自分だけの解釈によつて昨日の理事会の決意をどうも承服しかねる、こういうふうに考えます。

○北山委員 私一つ考えを申し述べたいと思うのですが、日程を理事会でいかようにおきめになったか、大体において本日逐条審議を終りたいという目標でやります。その線に沿って今まで努力をしたわけでありすが、しかしこの審議というものは、物を作ることを請け負つて、期日までに納めるというやうなものではないと思います。この法案そのものは、もし一旦これが成立すれば、全国の各地方団体に對して、八年間の一種の拘束状態に置くのでありますから、重大であります。だからいついふまでにとりかかるとかこうするとかいふことは、いわば第二次的の問題であつて、審議の過程において、たとえばきょう起りました第三條の第二項に關する協議の問題とか、連合審査が三時、四時ごろまでかかったとかいふやうな、いろいろな事態の変化といひますか、状況の推移というやうな問題もございます。ですから一がいにも何でもかんでも時日を区切らなければならぬといふことは、本末を転倒するものではないか。議會としての責任は、この法案の内容の重大であることを考えれば考へるほど、重大に考へるわけなんです。私はそのやうな見

解を持つておりますが、あした、あるいは今後のこともございましょうから、休憩でもなさつて御相談をなさつたらどうかという考へを持つておりますので、率直に私の意見を申し上げます。

○大矢委員長 先ほど廊下で理事その他の話し合ひで、大体十一條まで終つて、明日さらにこれを継続審議しようという話し合ひであつたのであります。もちろん理事会では、予定としてきょう逐条審議を全部終ることにお互ひが努力するという話がありましたが、御承知の通り努力の結果十一時になつたのですから、これはいわゆる不可抗力だと私も考へております。従つて明日継続し、それぞれの理事から要求のあります審議状況についても、十分相談してこれを進めたいと思ひます。従つて明日十時から理事会を開いて、そこであとの問題について再度協議したい。

○前尾委員 休憩して直ちに理事会を開いていただきたい。質問にもいろいろあるので、繰り返し同じ質問をやれば何時間でもかかるわけですから、そこを省略して要点で行くという行き方もあるのですから、これは十分お考へ願つて、理事会で一度よく話し合つて、きめていきたいと思ひます。

○大矢委員長 それじゃ休憩して理事会を開きますか、それとも本日はこの程度にして、あす引き續いて理事会をやることにしますか。

△休憩と呼ぶ者あり
○大矢委員長 それでは暫時休憩して、理事会を開きます。

午後十時五十八分休憩

〔休憩後は開會に至らなかつた〕